

# 熊取町議会委員会会議録

〔平成30年12月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

〔議会運営委員会（11月19日）〕	
議会議員政治倫理条例第11条に基づく措置の決定について	1
その他	2
〔議会運営委員会（11月29日）〕	
平成30年12月熊取町議会定例会の運営について	3
その他	6
〔議会運営委員会（12月11日）〕	
平成30年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	9
その他	13
〔総務文教常任委員会〕	
請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願	16
趣旨説明	16
質 疑	18
採 決	20
議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例	22
質 疑	22
採 決	23
議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例	23
質 疑	23
採 決	24
議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	24
質 疑	24
採 決	24
議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）につい て	24
質 疑	24
採 決	26
議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）	26
質 疑	26
採 決	39
〔事業厚生常任委員会〕	
議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例	42
質 疑	42
採 決	45
議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例	45
質 疑	45
採 決	48
議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例	48

	質 疑 .....	48
	採 決 .....	48
議案第84号	指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について .....	48
	質 疑 .....	48
	採 決 .....	50
議案第86号	民事調停の成立について .....	50
	質 疑 .....	50
	採 決 .....	52
議案第87号	土地改良法に基づく応急工事計画の策定について .....	52
	質 疑 .....	52
	採 決 .....	52
議案第88号	南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議について .....	52
	質 疑 .....	52
	採 決 .....	54
議案第90号	平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） .....	54
	質 疑 .....	54
	採 決 .....	55
議案第91号	平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） .....	55
	質 疑 .....	55
	採 決 .....	55
議案第92号	平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号） .....	55
	質 疑 .....	55
	採 決 .....	56
議案第93号	平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号） .....	56
	質 疑 .....	56
	採 決 .....	56
議案第94号	平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号） .....	56
	質 疑 .....	56
	採 決 .....	57

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年11月19日（月曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

事務局 議会事務局長 北川雄彦 書記 藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 議会議員政治倫理条例第11条に基づく措置の決定について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、議会議員政治倫理条例第11条の規定に基づき、議長が調査対象議員への措置を講ずるに当たって、本委員会へ諮ることとなっておりますので、その件をご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定による町長ほか関係職員の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「14時00分」開会）

委員長（江川慶子君）調査対象議員である矢野委員には、地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

（矢野委員退場）

各委員に配付しておりますのが、去る10月31日付で政治倫理審査会委員長より、議長に提出された調査結果報告書の写しです。

調査請求事項3項目のうち、2項目が条例違反と認定され、1項目は条例違反とは認定されておられません。

請求項目（1）「前回（平成26年）の審査会で今勝の不動産取得に関して、うその弁明をしたこと」については、政治倫理基準違反と認定され、同条例第11条第1項第2号の規定の「条例の規定を遵守させるため警告を発すること」の措置が妥当であると判断され、同じく、請求項目（3）「町民の利益よりも私的な利益追求を優先したのか」についても、政治倫理基準違反と認定され、同条例第11条第1項第2号の規定の「条例の規定を遵守させるため警告を発すること」の措置が妥当であると判断されたものです。

また、請求項目（2）「談合賠償金の回収に尽力したのか」については、条例違反とは認定されませんでしたでしたが、違反でないとした委員の1名は、矢野議員が全町民に謝罪することが前提で違反でないとされております。

議長は、措置の決定に当たっては、同条例第11条の規定にあります、審査会からの「調査報告書」を尊重すると聞いております。坂上議長。

議長（坂上巳生男君）まず本委員会に諮らせていただき、そのご意見を聞いた上で、調査報告書の内容

を尊重し、そのとおりの措置である警告をお配りしております警告書（案）により、調査対象議員  
に行う考えであります。

なお、警告書の案文につきましては、警告を読み上げるに当たっての前置き等、若干文言の修正  
がなされるかもわかりません。その点をご了解いただきたいと考えております。

委員長（江川慶子君） 議長の考えは、今、発言いただいたとおりですが、本議会運営委員会として、措  
置の決定に関して何か意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

意見はないようですので、本委員会としては政治倫理審査会の調査報告書を尊重して、妥当であ  
ると判断された措置を議長に講じていただくということでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長そのようにお願いします。坂上議長。

議長（坂上巳生男君） 調査対象議員への警告文書の伝達について、12月定例会の開会日である12月5日  
水曜日、本会議の冒頭において、議場において警告文を読み上げ、伝達したいと思います。

これについて、皆様にご意見があれば、この機会にお伺いしたいと思います。

委員長（江川慶子君） 議長の考えを、今、発言いただきましたが、何か意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、議長のお考えのとおり伝達いただきます。

以上で、本日の議会運営委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「14時06分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた  
め、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年11月29日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	江川慶子	副委員	長	浦川佳浩
	委	員	文野慎治	委	員	鱧谷陽子
	委	員	二見裕子	委	員	矢野正憲
	委	員	佐古員規	議	長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部	長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	局	長	北川雄彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 平成30年12月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は平成30年12月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところです。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）それでは、平成30年12月熊取町議会定例会にご提案をさせていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては議会の進行に基づきご説明申し上げます。

まず、資料裏面の報告案件につきましては、補正予算の専決処分報告が2件でございます。

資料表面をお願いします。

次に、予定議案につきましては、条例改正が5件、新たな条例制定が1件、指定管理者の指定が2件、民事調停の成立についてが1件、土地改良法に基づく計画策定が1件、南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線に関する協議が1件、補正予算が6件、合計17件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

裏面をごらんください。

報告案件について説明いたします。

1件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年9月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年台風21号による被害の復旧、災害対策に係る経費、並びにくまどりふるさと応援寄附に係る経費の増額でございます。

2件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告につきましては、地方自

治法第179条第1項の規定により、平成30年11月19日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定より報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費の増額でございます。

続きまして、予定議案についてご説明させていただきます。

資料表面をごらんください。

1件目の手数料条例の一部を改正する条例につきましては、大阪版地方分権推進制度に基づく大阪府からの事務移譲により、大阪府屋外広告物条例に定める屋外広告物の許可事務等について、平成31年4月1日から本町が事務を行うことにより、当該事務に係る手数料を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の事務分掌条例の一部を改正する条例につきましては、熊取町第3次行財政構造改革プランに基づき、平成31年4月1日付組織・機構の一部を見直すため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年8月10日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の土砂埋め立て等の規制に関する条例の制定につきましては、大阪府土砂埋め立て等の規制に関する条例の対象外となる500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の土砂埋め立て等の行為について、災害の防止等を目的に一定の制限を設ける必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

5件目の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の一部改正により、障がい福祉サービスの利用を受けている方が65歳以上になっても引き続き同じ事業所でサービスが受けられるよう、共生型サービス事業者の指定特例が設けられたことから、共生型地域密着型サービスの事業者の指定基準等を追加する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の一部改正により、障がい福祉サービスを利用している方が65歳以上になっても引き続き同じ事業所でサービスが受けられるよう、共生型サービス事業者の指定の特例が設けられたことに伴い、当該指定の申請に係る審査事務が一部軽減されたことから、当該事務の手数料についても軽減する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の指定管理者の指定、熊取町立老人福祉センターにつきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

8件目の指定管理者の指定、熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンドにつきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

9件目の民事調停の成立につきましては、保育所用地の有償化等請求調停事件について、申立人との調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

10件目の土地改良法に基づく応急工事計画の策定につきましては、平成30年7月豪雨により発生した農業用施設の災害復旧事業を実施するため、土地改良法第96条の4の規定により準用する同法第87条の5第1項の規定に基づき、応急工事計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

11件目の南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議につきましては、泉佐野市施工の南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線について、熊取町域が一部含まれることとなるため協議の申し出があり、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、泉佐野市と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

12件目の平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に



歳入歳出それぞれ6億1,139万円を追加するものでございます。主な補正内容は、台風21号により被災した施設の復旧に係る経費と、被災した農業用施設の復旧支援に係る経費などとなっております。

裏面に移っていただきまして、13件目の平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,561万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額に伴う補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正などでございます。

14件目の平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加するものでございます。補正内容は、元号改正に係るシステム改修による電子計算機使用負担金の増額に伴う補正、人事院勧告実施に伴う人件費補正でございます。

15件目の平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、住民情報システム等の新元号対応に伴うシステム改修に係る経費の補正、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費補正などでございます。

16件目の平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の既決予定額から19万円を減額、収益的支出の既決予定額から555万5,000円を減額、資本的支出の既決予定額から80万2,000円を減額するものでございます。補正内容は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の補正でございます。

17件目の平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の既決予定額から129万2,000円を減額、資本的収入の既決予定額に312万4,000円を追加、資本的支出の既決予定額に441万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費の補正、新元号対応に係る住民情報システム使用負担金の補正などでございます。

なお、追加予定議案として、現時点での案件は、工事請負契約の締結を予定してございます。その際にはよろしくお願いいたします。

以上で、平成30年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいまの説明のほかに、義務教育就学援助の充実を求める請願が11月27日に提出されております。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、12月5日から12月19日までの15日間といたします。

本会議の開催については、12月5日、6日、7日及び19日の4日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を12月13日に、事業厚生常任委員会を12月11日に、それぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては、12月11日に、議員全員協議会を12月13日に開催いたします。

以上のとおり、平成30年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。11月27日の正午に通告を締め切った後、議長立ち会いのもと、私がくじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第76号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の専決処分報告についての件、日程第5 議案第77号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告についての件、以上の2件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第6 議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第85号 指定管理者の指定(熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド)についての件、日程第17 議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算(第10号)の件、及び日程第23 請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件、以上6件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第9 議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例の件、日程第10 議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第84号 指定管理者の指定(熊取町立老人福祉センター)についての件、日程第14 議案第86号 民事調停の成立についての件、日程第15 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件、日程第16 議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取西1号線の区域外設置に関する協議についての件、日程第18 議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第19 議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、日程第20 議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、日程第21 議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)の件及び日程第22 議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件、以上の12件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、平成30年12月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、平成30年12月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

---

委員長(江川慶子君) 次に、意見書の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

意見書につきましては4件提出されております。

まず、二見議員から、認知症施策の推進を求める意見書(案)、義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)の2件。次に、鱧谷議員から、2019年10月の消費税増税中止を求める意見書(案)、主要農作物種子法復活を求める意見書(案)の2件、以上の4件の意見書について、各党派に持ち帰り審議をしていただき、次回12月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、平成30年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。坂上議長。

議長(坂上巳生男君) 先日の議会運営委員会で、政治倫理審査会に関することの報告、確認がございましたが、それに関連して、先日の議会運営委員会の中でも本会議初日に私のほうから矢野議員に対

する警告を発するというのを私のほうから、その予定を説明させていただいて、ご了解いただいたところではあります。その後、矢野議員より当日警告文を私が読み上げた後に、矢野議員から、矢野議員の思いといいますか謝罪の弁を述べたいということを知っていますので、そういう運びにしたいというふうに考えております。私のほうからの本会議初日の運営についての報告でございます。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）矢野議員のことについてなんですけれども、駐車場の件なんですけれども、代金を払っていなかったというふうなことをお聞きしたんですけれども、この件についてもしかるべき場所での謝罪をするべきではないかと思うんですけれども、その辺について、皆様のご意見をお聞きしたいと思うんですが。

委員長（江川慶子君）坂上議長。

議長（坂上巳生男君）その件については、この後議員総会が予定されておりますので、また議員総会の中でご提案していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

（「10時21分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成30年12月11日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 平成30年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成30年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）平成30年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

追加案件につきましては、追加予定議案1件でございます。

資料の追加予定議案の欄をごらんください。

追加予定議案につきましては、工事請負契約の締結についてが1件でございます。

それでは、追加予定議案についてご説明させていただきます。

工事請負契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）につきましては、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、平成30年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件につきましては、12月19日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略い

たしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては、追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

次に、本定例会に提案する議会運営委員会提出の追加議案について、議会事務局長から説明をお願いします。北川議会事務局長。

議会事務局長(北川雄彦君) 11月20日開催の議員全員協議会で概要説明があり、本定例会に議案が上程されておりますが、平成31年4月1日から組織機構の一部見直しに伴い事務分掌条例を一部改正することにより、企画部が総合政策部に名称変更されますので、資料の2ページに記載のとおり、議会委員会条例第2条第1号中「企画部」を「総合政策部」に改めるものです。

施行日については、平成31年4月1日から施行するとして附則に規定するものです。

この条例の一部改正議案につきましては、議会運営委員会提出議案として12月定例会の最終日に追加議案として提出いたします。

以上です。

委員長(江川慶子君) ただいま説明のありました委員会提出議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本委員会は本条例(案)を平成30年12月定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては、本会議の最終日であります12月19日の本会議に議会運営委員会提出の追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せず、本会議で審議をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せず、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書4件についてご意見をいただきます。

お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の認知症施策の推進を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。佐古委員。

委員(佐古員規君) 認知症施策の推進ということで、年々増加すると見られる認知症患者のためにもぜひこの施策は通していただきたいと賛成の立場で発言させていただきます。

委員長(江川慶子君) ほかにありませんか。北川議会事務局長。

議会事務局長(北川雄彦君) すみません。「1.」の後ろの空白ですけれど、上程するんでしたら全部詰めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

委員長(江川慶子君) 「記」以降の1、2、3、4の部分の余白を詰めるということですね。

(「はい」の声あり)

よろしいですね。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本件意見書(案)について意見等をまとめます。全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 義援金差押禁止法というのは災害があるたびにつくられてきたという感じだそうなので、災害がいつ起こってもおかしくないという状況の中では恒久化というのは必要だろうなというふうに感じます。

委員長(江川慶子君) 賛成ということですね。

ほかにありませんか。北川議会事務局長。

議会事務局長(北川雄彦君) 「1.」の後ろの空白をまた。すみません。

委員長(江川慶子君) じゃ、同じように空白を埋めるということで提案がありました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本件意見書(案)について意見等をまとめます。全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の2019年10月の消費税増税中止を求める意見書(案)についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) 消費税増税中止ということですが、中止ということはちょっと難しいかなと思います。文章の中で「『軽減税率』には、重大な問題があります」と載っているんですが、そこら辺どういうことが重大な問題なのかということを書いていただけたらいいかなと思いますので、お願いします。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 軽減税率というのは軽減ではないわけです。8%をそのままに置くということで、軽減税率とは呼んでおりますけれども、軽減されるということは8%以下になるという意味なので、こういう使い方をするというのはちょっとおかしいかなと感ずると、それから食料品や新聞など8%に据え置かれますけれども、そのほかの印刷費とか運搬料とか、そういうものには税金10%がかかってきます。だから、8%に据え置かれても商品としての値段は上がらざるを得ないということがありますので、それは大きな問題になってくるのではないかなということ、今までのとおりの流通の中ではいけないという感じがします。

委員長(江川慶子君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 軽減税率ということに関しましては、公明党としましてもお訴えさせていただいてのことですので、少し説明だけさせていただきたいなというふうに思っております。

軽減税率というのは、食料品をそのまま上げないというのは、所得の少ない人ほど消費税に関しては負担が重くなるという逆進性の問題がありますので、逆進性を和らげるために実際に食料品とかを8%に据え置くことを軽減税率とさせていただくというふうになっております。所得の低い方ほど食料品の負担の割合が大きくなるので、ほかのものは買わなくても食料品というのは皆さん同じようにご飯を食べたりするわけです。そこのところを消費税を上げていかないところが軽減税率のポイントではないかなというふうに思っております。

ちょっと考え方が違うのかなというふうに思いますので、この意見書としては賛成できかねます。以上です。

委員長(江川慶子君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本件意見書(案)について意見等をまとめます。意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、4件目の主要農作物種子法復活を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）ここに附帯決議ということが載っているんですけども、これはどのような内容か、教えてください。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）種子法のなくなる前といいますのは、地方自治体と農家が協力して種子を守っていきこうということで戦後ずっと来ております。その自治体との関係はこれまでどおり存続させようということで附帯決議が上がっているんですけども、もう全く市町村で種を守っていく、新しい種をつくっていくというふうなところはされていないというのが今の現状です。

この現状をそのまま置いておくと民間業者のほうに種が渡っていき、アメリカなどのモンサントというんですか、そういう業者は今では種を1世代しかつくり、2代目の種が生まれてこないような遺伝子操作を行って毎年種を買わなければならないというふうなそういう状況が起こってきますし、遺伝子操作されてしまった害虫に強い種とかというのは、いい面もあるのかもしれませんが、人間の体にどういふふうな影響があるのかというのはまだはっきりとわかっていないところが多いので、農家とかも不安を抱えていらっしゃる、それで食べる私たちも不安を持つというふうな感じになりますので、種子法を復活させ、民間業者とは提携しますが、種を改良するかそういうところにはならないように、もう一度種子法復活を求めるという意見書です。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。従来どおり都道府県が種子生産には予算を確保していただけるということの附帯はついていてということですので、そこら辺はきちとやっていただけるのかなというふうに思っております。

3番目の民間業者に対する一般的な配慮を規定するものを入れるという、復活の分にはというふうに載っていますが、昔、昭和27年に種子法というのができたときから年数もたちまして、国、都道府県が主導してやってきたことですが、やはりそれではなかなか民間が入っていけないという状況があります。国が管理する仕組みを、しっかりと民間の品種開発意欲を阻害しないようにということで廃止することが民間業者の能力を開発するのではないかなというふうに思っておりますので、この意見書というのはちょっと難しいかなというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）新しい復活を求める意見書の中にも、民間業者に対する一般的な配慮を規定するというので、民間業者を否定するものではありませんし、活用した種子の安定的な生産及び配慮する旨は規定しますが、国外へ流出させないということをはっきりと明確に書いたような種子法というのを復活させてほしいという意見書ですので、その辺ご理解をよろしくお願ひします。

委員長（江川慶子君）いかがですか、二見委員。やはり難しいということですか。賛成しがたいということですか。二見委員。

委員（二見裕子君）はい。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）昭和27年5月1日にできたというような法律で、いろいろとこれを調べるに当たってまして少し、既に役割を終えたのではないのかというふうなことも書かれている中で、今回の種子法がことしの4月1日で終わっておるといふようなことを知るに至りました。

その中で、先ほどモンサント社ですか、海外の多国籍企業というのはここを示すというふうなことでありましたけれども、あと、海外に日本の農作物が流出するというようなことも附帯条件の中に書かれておるといふふうに認識をしておるんですが、種子法でそれを規制するのではなくて、例えば種苗の法律で規制するというようなことも問題提起として上がっておったなというふうに認識しておりますので、そちらのほうでまた規制するというような形をとっていただけたらいいのかな

というふうに考えております。

もともと種子法を撤廃したというのは規制緩和の一環というふうなことも述べておられましたし、新規参入を促せば価格等も下がっていくような可能性も出てくるというふうなことであります。あとは種の安定生産とか安定供給というふうなことはもう既にできてきているのかなというふうなことで、ある一定役目を終えた法律なんであろうなというふうに認識しておりますので、復活を求めることはできないのかなというふうに思っております。反対というふうな形をとらせていただきます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成30年12月定例会閉会から平成31年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で平成30年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

（「13時53分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子



総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 平成30年12月13日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	佐古 規	副委員 長	坂上 昌史
	委員	文野 慎治	委員	鱧谷 陽子
	委員	二見 裕子	委員	服部 脩二
	委員	坂上 巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	勘六野 朗	企画部長	南 和仁
	企画部 理事	明松 大介	企画部 理事 兼財政課 長	東野 秀毅
	総務部 長	林 利秀	総務部 理事	阪上 章
	住民部 長	藤原 伸彦	住民部統括理事	吉田 潔
	健康福祉部 長	小山 高宏	健康福祉部 理事	山本 浩義
	健康福祉部 理事	山本 雅隆	健康福祉部 理事 兼子育て支援 課 長	木村 直義
	都市整備部 長	泉谷 徹	都市整備部 理事	阪上 敦司
	都市整備部 理事	大西 宏	会計管理 者兼会計課 長	中谷 ゆかり
	上下水道部 長	山戸 寛	教育次 長	貝口 良夫
	教育委員会 事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員 会事務局 理事	林 栄津子
	教育委員会 事務局 理事	野津 恵	政策企画課 長	橘 和彦
	広報公聴課 長	巖根 晃哉	総務課 長	原田 哲哉
	人事課 長	道端 秀明	契約検査課 長	井口 雅和
	産業振興課 長	奥村 光男	健康・いきいき 高齢課 長	石川 節子
	介護保険・ 障がい福祉課 長	野原 孝美	介護保険・障 がい福祉課 参事	根来 雅美
	保育課 長	阪上 正順	保険年金課 長	野津 博美
	まちづくり 計画課 長	馬場 高章	道路課 長	山原 栄次
	水とみどり課 長	庭瀬 義浩	学校教育課 長	松浪 敬一
	生涯学習 推進課 長	立石 則也	図書館 長	原田 貴子
	紹介議 員	江川 慶子		
	請願者	大浦 正義	鬼頭 裕美	
事務局	議会事務局 長	北川 雄彦	書 記	藤原 孝二

### 付議審査事件

- 請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願
- 議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例

議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について  
議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）

委員長（佐古員規君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（佐古員規君）なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件の請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止していただきます。よろしくをお願いいたします。請願者代表の方、よろしくをお願いいたします。

請願代表者（大浦正義君）請願者代表は伊藤 守会長です。私は事務局長の大浦です。隣に、後で後半の説明は幹事の鬼頭からしていただきますので、まず私から説明します。

1ページ目に12月議会への請願についての説明という文章をつけております。そのほかに資料を6枚ほどつけて、そのうちの一つには熊取町の子育て支援という子ども・子育て支援計画というやつをつけております。

まず初めに、目先の予算を何ぼ削るかというところで、1,000万円削るのか600万円削るのか300万円削るのかという、こういう発想で就学援助を見るというのは非常に困ったことだなと思います。熊取町は、先ほど示しましたように、子ども・子育て計画ということで町内外にこういう資料を配布して、熊取町が子育て支援で頑張っていますよということを言うているわけです。今回いろいろ勉強しているうちに、熊取町が4人家族で370万円で、泉州トップであるということがわかりました。ただ、その内容として計算の仕方とか、そのうち70万円ほどは医療保険等の控除が入っているので、ほかの市町村では入れていない分が入っていますので非常に多く見えます。

一番下に資料2として、泉佐野市の教育委員会がこれはつくった資料です。2回ほど教育委員会の議事録、平成28年度、29年度、30年度と連続して就学援助を上げています。泉佐野市は35人学級をもう実現して、子育て支援に相当力を入れるようになっていきます。その点で言うと、熊取町の場合それがもう一つ見えないというのが問題と違うかと。

一つ、その次のページめくっていただいたら明石市の例が出ています。ここではポイントを非常に戦略的にはっきりと示しながら、明石市は中核市になるんやということを目標にしながら子育て支援を打ち出して、そして明石市に住んだらいいよということを非常にわかりやすく説明した上で、具体的に、4年連続で人口がふえたとか出生率が1人当たりお母さんが、上がっているとかいうことを具体的に示しながら、大阪市内までこの資料を配って人を呼び寄せるという努力をやっておられる。ですから、人口がふえているというのは非常に珍しい地域なんです。

その次の大阪社保協の資料なんですけど、下から資料4のところ見ていただいたらいいんですけど、資料4のところを見ていただきますと人数、金額がざあっと詰まっています。後でじっくり見ていただきたいんですけど、熊取町の子どもの減りぐあいは非常に顕著なんです。幾つか、豊中市、池田市、箕面市、摂津市がずっとふえていますね。大阪狭山市もふえています。そういう点では、ふえている地域があって、熊取町のように連続して減っている地域がある。泉佐野市のように

去年に比べたら小学生が初めてふえたと、それは、先ほど言うたような子育て支援を積極的に進めている、そのことをアピールしながらまちづくりに検討しているということが非常に大きいと思うんです。その点で、熊取町の場合は高い水準であったけれども、これを十分生かし切れていない、保護者への説明も不十分だということが非常に明らかになってきています。

保護者に対する説明という点で、現場で就学援助のことにかかわってこられた鬼頭さんから補足説明していただきます。

委員長（佐古員規君） 請願代表者。

請願代表者（鬼頭裕美君） 鬼頭です。よろしくお願いいたします。

30数年、こちらの熊取町の小・中学校で事務職員をさせていただいておりました。その間、30年余り就学奨励費等の事務をさせていただいてきたわけですが、当初、やっぱり熊取町は厚遇でした、ほかの市町村と比べてずっと。ただ、お知らせというのを私が入ったころは全くしていなかった時期だったんです。それは、でもおかしいと。こういうふうな制度がある以上は皆さんにお知らせする必要があるということで、事務職員の中からも声も上がりまして、お知らせというのを教委と連絡させていただいて作成しました。もちろん不十分なままでしたけれども、配布だけはさせていただきたいということでさせてもらって、学校での配布をさせていただいておりました。

当初、各学校それぞれ単数でした。多くても7、8人、少なかったら3人から4人というような状況で、子どもの数も多かったんですけれどもそういうふうな状態でしたので、この間、10倍以上になりました。私がやめてもう6年ぐらいになるんですけれども、多分、それにプラスアルファされているぐらいになっているのかなと思うんです。子どもの数が減っているのはわかるんですけれども、この間、私が入学説明会等でお話しさせていただいた中で、この制度があつてよかった、つらい時期を乗り越えることができたというふうな声も保護者の方からいただいたことがあります。

これを引き下げて数字合わせをするというのはちょっと言語道断だなというような私は思いがあります。反対に、この家庭に何で補助せなあかんのやというような声もたまに聞こえてくるんですけれども、その向こうに子どもがいるということ、親は親であっても、子どもはその親を見ながら育ってはいるんですけれども、しんどい思いも抱えながら子どもも学校に来ている、勉強している、そういうふうなことも子どもに思いをはせた形での就学援助をしていただきたい、そういうふうに思っています。町の予算の問題で頭を悩まされていると思うんですけれども、やはり教育にかけるのは、それは間違いのない、子どもを育てる上でとても大切な部分であるということは確かですので、そこら辺は引き下げるといふようなことのないように、できましたら無償にさせていただいたら事務も煩雑にならずに済むんですが、今の段階では引き下げることのないようにしていただきたい。

それと、先ほど大浦さんからも話してくださったんですけれども、トップクラスの旗を掲げて大阪でトップだよということをやっぱアピールしながら、子どもをバックアップしていくという方向で、できましたら頑張っていたらありがたいかなと思っております。

また、就学制度のお知らせ、この間ちょっとわかりやすい形にはなっているんですけれども、まだまだ生活保護の基準を当てはめているんだよというようなことは住民の方が知らない部分もたくさんありますので、できるだけわかりやすいような形で、入学説明会も、事務職員がやっているところもありますし、やっていないところもあるかと思えます。そこまで手が回らない部分もありますので、できましたらちゃんと説明ができるような形で、職員に対しても教職員に対してもそういうふうな周知徹底をしていただけたらありがたいかなと。現場はとても忙しいです。そういうところまでなかなか手が回らないというのもわかるんですけれども、ますます可処分所得も減っている状況の中でこの制度を潰してはいけないなというふうにも思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（佐古員規君） 請願代表者。

請願代表者（大浦正義君） 一つ資料を訂正させていただきます。1ページ目の資料2のところ、四角、

太い線でくくっているのは泉佐野市の教育委員会がつくった資料なんです。それに、右側にいろいろ数値を加えています。その中で後ろから3行目、その一番上に準要保護の認定額と書いていますが、これは要保護の認定額ということです。認定基準というのは準要保護世帯ということになっていて、その乗率を逆算すると要保護の認定基準になります。これもばらばらなんです。同じ1級地でも全然違う、同じ2級地でも違うということで非常にわかりにくいと思います。その点では行政が保護者にわかりやすい説明をする、議員にもわかりやすい説明をするということが非常に大事かというふうに思います。

以上です。

(「それと、申しわけないですがよろしいですか、一つ」の声あり)

委員長(佐古員規君) そしたら、ちょっと手短にお願いいたします。請願代表者。

請願代表者(鬼頭裕美君) わかりました、すみません。

援助金が下がるということは就学奨励費も下がるということですので、そこら辺も鑑みてよろしくをお願いします。

委員長(佐古員規君) 以上で、請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) この間も言ったんですけども、受けている方の比率が非常に熊取町はほかの地域に比べても低いと思います。やっぱり宣伝というんですか、皆さんに知らされていないということのあらわれやと思いますので、これだけいい就学援助のあれをしていただいているんですから、子どもたちが一人でも気兼ねせずにと言ったらおかしいですけども、親が心配しながら学校に行かすんじゃなくて、この費用があるのでいろんなことについて使っていけるというふうな形になれるように、もうちょっと上手に説明なり、それから、恥ずかしいことではないと言ったらおかしいですけども、そういうふうな気持ちを持たないような、そういう先生からのお勧めみたいなものもしていただけるのがあるのかなというふうに感じております。

委員長(佐古員規君) ご意見ということでよろしいですか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) はい、意見でいいです。

委員長(佐古員規君) 質疑をお受けしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

(「意見は後で言える機会あるんですか」の声あり)

(「この次」の声あり)

委員長(佐古員規君) 退室しますので、今の間にお聞きしたいことを聞いておいてください。ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員(坂上昌史君) 請願の(3)の「町は、児童扶養手当を受ける世帯などに就学援助の利用を促すこと」とあるんですけども、これは、児童とか生徒にチラシを1人ずつ配っていると思うんです。

それ以外に何かしてほしいという意味合いですか。どういったことを想定していますか。

委員長(佐古員規君) 大浦さん。

請願代表者(大浦正義君) 先ほど鱧谷委員の発言もありました。中ほどに書いているんですけど、貧困層や低所得者が引け目を感じなくてもいいようにということが非常に大事やと思うんです。その上で、わかりやすく。児童手当を受けられる家庭というのは全員就学援助を受けることができる条件にある方なんです。ですから、児童手当を受けに申請に来る、毎年あれ申請に行きますよね。そのときに保護者に、就学援助も次ありますから受けていますか、今度出してくださいよということを、教育委員会と住民福祉と窓口が違うから伝わっていない場合があるんです。ですから、そういう家庭に対する助言という形で、申請するのはあくまでも保護者ですけども、助言という形でやっていただきたいということを言うています。

請願の3項目で「など」というのを書いているのは、例えば熊取町が上下水道の徴収をしますよね。水道料金を徴収します。ですから、そこで滞っている家庭については何でやろうと、子どもが

いてたら就学援助もろうてますかということ、窓口が違って子どもらがちゃんと安心して勉強できるように、毎月給食費は請求されますから、それが請求されなくてもいいように、窓口、オール熊取として子どもら一人一人が勉強できる環境を整えることで頑張っていたきたいというふうに思っています。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）きょうはご苦労さまでございます。お聞き及んでいただいていると思うんですが、この請願、きょうこの委員会でも可決するかどうかというふうな判断を求められています。私自身としては、非常にこれを出していただいたおかげで議員のこの問題に対する認識も深まったわけで、あるいはもっと大きな違いは、当初、議会が始まる前はその制度を落としていく提案が理事者側にあったんですが、過日の議員全員協議会の中で、この方針は次の年度からは適用しない、一旦考え直すというような形に実はなっています。これは、非常に請願を出していただいたきっかけで我々議員も勉強したし、理事者側も、今まで答えていたことについて、若干これでは議会も通れへんなどというような賢明な判断があったかと思うんですが、しかし、撤回ではなくて検討を進めていくということを我々が質問しても言うているわけなんです。ですから、この議会ではそういう形になると思うんですが、請願者の方として、今、坂上副委員長からもありましたけれども、1、2、3という形で請願の項目が出ておりますので、今後、我々議会に対しても、あるいは理事者側に対しても、再度検討するという内容について、こういう紙面では書き切れないものもあると思います。特にこういったことを検討してほしいんやということがあえてあれば、教えていただけたらありがたいと思います。

委員長（佐古員規君）大浦さん。

請願代表者（大浦正義君）先ほど最初のときも申し上げましたが、泉佐野市はもう35人学級を全部やっているんです。明石市の例を見ていただいたらわかりますように、1年生はもう30人学級でやっているんやと、保育所と同じ水準でやっていると。だから1年生が担任の先生との関係で戸惑うことなく、非常に少人数学級で見えらえると。熊取町は、まだ小学校1年生だけが35人学級制度なんです。岸和田市ももうちょっと進んでいると思います。ですから、近所の市町村がやっていることにプラスアルファしていく、そういう意欲が、後ろ向きじゃなくて前向きな努力が非常に大事やと思うんです。

中学校までの医療費無料についても、もう皆全部やっていますわ。今、田尻町は高校まで医療費無料やと。今、大阪府下43市町村ありますけれども、8市で高校まで拡充していると。もちろん明石市はもう500円要らん、ゼロ円やと。それでもモラルハザードなんか全然起こってなくて、子どもらが元気で頑張っていると。そういうことをいろんな分野で、各課、各部が行政にあると思うんですけれど、その全ての分野で前向きに改革していく、つくっていく、熊取町はすごいぞということを大阪府下全域に、明石市やないけれど、大阪市まで出張ってきてはります。和歌山とか大阪府下とかそういうところに熊取町はすごいぞということを、建設業者、住宅販売会社が明石市はすごいぞということを言うているんです。うちの娘も、加古川市に住んでおったんやけれど去年、明石市に引っ越ししようかと思ったら、不動産価格がごっつい上がってますねん。そやから、明石市に行きたいと思ったけれど行かれへんと、だから垂水区に引っ越したというふうなことがあります。

ですから、いろんなところで、私は別に何も言ってへんねんけれど、そういうことを若い人たちは敏感に感じ取って、どこがいいかという。もう先々、何十年という生活がかかってきますから、明石市では560万円助かるよという金額を出していますけれど、そういういいことをしてアピールする、努力する、そして就学援助もたくさん受けられるようにして、大阪で一番いいんやでということも含めて宣伝、アピールしていく、そういうことが大事かなと思います。

後ろ向きではだめです。これから、最初のほうに書いていますけれど、子どもが全部減っていますねん、全国的に。だから、それを突破していく力を熊取町がつけん限りは、熊取町も今、小学校が減っているでしょう。そしたら、小学校を合併しようかとか保育所を減らそうかとか、そんな後

る向きな話ばかりが出てくるんです。それでは熊取町は絶対発展せえへんと思うんです。ですから、前向きに攻撃的に町のプラン、計画をきっちり立て直すということをこの機会にぜひやっていただきたいと思います。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて各委員のご意見並びにご質問を賜ります。ご意見・ご質問はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいま請願者からる説明をいただき、この請願にかかわる就学援助の見直しに関する議論というのは、今年度の平成30年度の予算可決にかかわる附帯決議以降、熊取町議会では議論が非常に活発になされてきたと思います。附帯決議に関しましては、改めてここで説明するまでもなく、そのときに附帯決議の中で入学準備用品にかかわる前倒し支給がなされることになり、入学準備用品の入学準備金に関してはその当時の基準で支給すると。ところが、新たに所得基準を改正することで新年度から、4月以降からは所得基準が変わってしまうので、入学準備金を支給されながら4月以降には就学援助をもらえない家庭が発生するということが議会の委員会の中でも議論になりました。そういうことが発端となって、このまま予算を可決するのはちょっと問題ではないかということがあって、就学援助に関しては、平成30年度は当面据え置いて、そして保護者に十分な説明をして納得していただいた上でまたそれを見直すかどうか検討していくべきだと、そういうふうな附帯決議であったと思いますが、その附帯決議が可決されて、そういう点では共産党議員団も附帯決議には賛成しました。予算には反対ではありましたが。

附帯決議が可決されて以降、6月の補正予算で就学援助に関しては今までどおりいくというふうなことが可決されて、そういう点で当初予算での附帯決議が生かされた補正予算が可決されたということで、その時点で非常に画期的であったというふうに思いますが、さらにそれ以降も就学援助についてのそういう数値の説明が非常にわかりにくいというふうなことが議会の中でも言われ、再々にわたって理事者側からも説明があり、資料提供があり、この間、何回も議会の中でもさまざまな形で議論してまいりました。その中で、12月議会に向けてこういった就学援助の充実を求める請願が提出され、今日に至っているわけですが、そういう点では、住民団体からの働きかけがあって議会の中でも議論し、就学援助についての理解を深める非常にいい機会になったというふう感じております。

採決はこれからでありますけれども、委員各位がこの請願に賛成していただいて、見直しに関しては理事者側はしない方向で検討しているようでありますけれども、今後のことも考えて、この請願はきっちりここで採決しておくということが大事であろうというふうに思います。

私の意見といいますか、そういう気持ちを述べさせていただきました。

委員長（佐古員規君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

意見・質問なしと認めます。以上で意見・質問を終わります。

それでは、本請願について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、請願第2号 義務教育就学援助の充実を求める請願の件を採決いたします。

本請願を採択すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択すべきものとするに決定いたしました。

以上で、請願第2号の審議を終了します。

ここで、請願代表者及び紹介議員には退席をお願いいたします。  
なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

---

(「10時29分」から「10時40分」まで休憩)

---

委員長（佐古員規君）休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。野津教育委員会事務局理事、教育委員会事務局理事（野津 恵君）それでは、お時間をいただきまして、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について補足説明を申し上げます。

本件に係る指定管理者の選定をめぐり、11月19日受け付けで町長及び議長に宛てて熊取町立総合体育館等指定管理者選定手続に関する疑義についての書面の送付がございました。当該疑義につきましては、既に11月20日に議長に経緯等を説明させていただくとともに、同申出者にも11月21日に直接説明したところではございますが、本件議案に係る公平・公正な審議に資するため、事実としてその経緯と本町の取り扱い等について、改めて委員の皆様、ひいては住民の皆様方に説明させていただくものでございます。

本件指定管理者選定の手続につきましては、熊取町立総合体育館等指定管理者募集要項を策定し、これに基づき進めてきたところですので。当該要綱には、指定管理者への応募に当たっての留意事項として、7月19日開催の募集要項の説明会に参加しない場合は応募できないことを定め、当該説明会の開催に関して、参加法人は法人の名称、参加者の氏名をあらかじめファクスまたは電子メールにより事務局に報告することを求めています。このことに関し、同申出者からは、指定管理者の候補者であるセントラルスポーツ株式会社が募集要項の説明会に法人の名称及び参加者の氏名をあらかじめ報告せず、また当該法人の担当者が当日参加した形跡がないため、応募資格がないとして書面により疑義が指摘されたものでございます。これについては、セントラルスポーツ株式会社の連結子会社の法人名と同法人の担当者による参加として事前にファクスにより報告を受けました。

説明会の当日、説明会開始前の受付において、当該法人名を変更訂正し、親会社であるセントラルスポーツ株式会社の名称で参加する旨の申し出があり、同社の名刺とともに同社の担当者としての参加である旨の報告がなされたものです。

本件取り扱いについて、説明会参加の事前報告には期限を設けていたものでもなく、開始直前までは変更等が可能なため、当該申し出により、要項に即して法人名及び参加者氏名の報告があったものと認め、説明会に適正に参加いただいたものです。

本件について説明会参加法人の事前報告は、説明会場の設営、資料の必要部数の把握など主に開催準備等の趣旨により求めているものであることや、いたずらに応募資格を狭め競争性を阻害することにつながる懸念等も勘案し、公平・公正かつ合理的に対応したものであります。

なお、本件手続に関しまして本町顧問弁護士からは、法律上の瑕疵には当たらず適正であるとの教示をいただいているものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。



委員長（佐古員規君）ほかにありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）ほかにはございませんので、よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（佐古員規君）初めに、議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）この事務の権限移譲で町民の方が受ける影響とかはございますか。

委員長（佐古員規君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）ご質問いただきました町民の方が直接的に影響を受けるものはないと思います。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）議案第78号の手数料条例の一部改正であります。内容的には、大阪府からの事務移譲によって大阪府の屋外広告物条例に定める事務の一部、広告物の許可申請に関する手続を熊取町が受けるということのようであり。このことによる熊取町の財政的な負担というのはどうなるのか、そしてまた、広告物の規制に関しては、依然として大阪府の条例に基づいているので町には権限がないのかと思いますが、事務移譲によって幾分かは町にもそういう規制の面での権限が加えられるのか、その点についてお伺いします。

委員長（佐古員規君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）まず、負担に関して申し上げます。

今回の事務移譲に基づきまして、後日また31年度予算として計上させていただく予定でございますが、事務費等15万7,000円程度、それから屋外広告物、当然ながら手数料収入がございますので、現在の見込みでございますが、大阪府が処理している実績に基づけば29年度20万1,550円ということになっておりまして、そういった入が見込めるところでございます。

それから、権限に関してですけれども、ご質問いただきましたとおり、今回の事務は大阪府条例に基づいて行う事務でございます。許可の事務は私どもにまいます。それから指導、例えば強制撤去とかということにつきましては、現行の運用上は大阪府庁と私どもがあわせて行うというふうに事前のマニュアルではなっております。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）このことによって15万7,000円ほどの事務費が発生するけれども、その分、それに対応するだけの収入も入ってくるというふうなご説明であったかと思いますが、それでよろしいんでしょうか。

委員長（佐古員規君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）すみません、ちょっと説明が稚拙だったかもわかりません。

事務交付金として15万7,000円程度いただけるという形になっています。まずそれが入としてあります。それから、繰り返しになりますけれども、それぞれの許可申請の手数料も頂戴いたしますので、それが29年度、大阪府では20万1,550円収入があったというふう聞いております。初年度につきましては、トータルでいきますところ20件を見込みとして18万3,000円を計上する予定ですので、2つ合わせますと30万円強の収入が新たにあるというふうになってございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）規制に関する部分では、大阪府と共同でといいますか連携して、熊取町にも一定、規制の権限があるような説明だったかと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

委員長（佐古員規君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）結構でございます。失礼します。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第78号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君）次に、議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この事務分掌条例の一部改正につきましては、先般の議員全員協議会で機構改革についての説明がありました。この条例改正は機構改革に一定関連したものと受けとめておりますが、総合政策部という新たな部が設けられるということで、そのことによる改正が含まれております。それ以外の部分も含まれておりますが、企画部の中に協働に関するものが加えられたりとか、そういった部分もございます。

1点質問したいのは、機構改革についての説明の折にはなかったかと思うんですが、防災会議条例あるいは災害対策本部条例、そして総合計画審議会条例、国民保護協議会条例、また国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の一部改正ということで、それぞれさまざまな形で、例えば防災会議条例であれば「企画部危機管理課」を「防災主管課」に改めるという形で、主管課という言葉が出てきております。これは、恐らく防災を担当する課と。あるいは、「企画部危機管理課」を「災害対策主管課」というのであれば災害対策を担当する課という意味であろうと思いますが、このような改正をすることの趣旨といたしますか、どういう狙いでこういうふうに改正するのか、そのことの説明をお願いします。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）今回は、「企画部」を「総合政策部」に改める名称変更の際に、ほかの条例で企画部という名前が使われているものについては改正する必要があるということで、附則にて一括で改正させていただいているものでございます。この中身につきましては、今後このような形で主管課ということで改めることによりまして、組織の見直し、部や課の名称変更等今後出てきたときに、改めて改正しなくてもいいように簡素化、効率化という観点で改正を行わせていただくものでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今の説明でほぼ理解はしたんですが、そういうことであれば防災主管課という言葉が日常的に使われるということではないということですね。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）おっしゃるとおりでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）総合政策部というのに協働に関すること、住民要望に関するものが追加されるということで、総合政策部の人数とか、それから中で分ける組織とかというのは変わってくるということになってくるのでしょうか。その辺教えていただけますか。

委員長（佐古員規君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）住民部から、このような業務を今の現行企画部に移管することによりまして、先日の11月20日の議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、組織につきましては企画経営課と今のところ広報公聴課ということで分散して業務を移管させていただく予定でございます。ただ、おっしゃっておられます人数につきましては、今、職員削減の折でもございますが、単純に総合政策部の仕事がふえるということになりますので、その辺はしっかり業務量を見きわめて、住民サービスに支障のないようにしっかりと検討させていただきたいと思っております。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第79号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君）次に、議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第80号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君）次に、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）最初に補足説明があったんですけども、その説明がこのタイミングになったのは何でか、まず説明をお願いします。

委員長（佐古員規君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）補足説明でも申し上げたんですが、今回、説明会の参加に関し、事前の報告から変更があったことで応募者からそこに疑義が生じたということで書面が届いたということが、説明のとおりございました。これに関して一定、我々も先ほど申し上げたとおり、議長に対して、あるいは申出者本人に対しても説明申し上げたんですけども、何かこれについて住民にとって手続に何か支障があったかのような情報が変に広まるような懸念であるとか、あるいはこういうことが現に申出者からあった以上は、今回の審議に当たってはきちんとお伝えした上でご審議いただくほうがより公正であるなということの判断であります。文書自体が届いて受け付けしたのは19日ということで、前回、議員全員協議会のごときにご説明申し上げたちょうど直前であったと

いうことで間に合わなかった部分があったんですが、改めてきちんと説明させていただこうという趣旨でございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）わかりました。

それでは、セントラルスポーツ株式会社というのはいろんなところで体育館の運営委託を受けていると思うんですけども、この会社の評価というところで情報があれば聞きたいんです。

委員長（佐古員規君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）セントラルスポーツ株式会社につきましては、前回の議員全員協議会の際にもお話しさせていただいたんですが、利用促進に関する部分で評価が非常に高かったということでございます。具体的には、前回もちょっと話をしましたが、町と協力での熊取町スポーツフェスタの開催であるとか町内の小・中学校を対象にした水上運動会・記録会の開催、また熊取町内でのランニングツアーを開催しまして、セントラルスポーツの会員を対象に町内の史跡を回り、観光などに結びつくような、そのことについてが評価されております。また、提案の中に、初めての利用者の方には利用方法の説明やトレーナーなどの紹介をする初めて利用者サポートの実施、それとトレーニングルームの利用者を対象とした無料ショートプログラム、これは15分ですけども実施、子ども向けの跳び箱やマットなど苦手種目克服の教室の実施、手ぶらで気軽に来館できるようなレンタル用品の貸し出しなどが評価されております。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）わかりました。あと、指定管理のところが変わることによって、今、子どもでプールの教室とかやっていると思うんですけども、それとかほかのものもやっているかと思えます。

その料金が変わるとか、あと住民の利用者の部分で負担が変わるようなことはありますか。

委員長（佐古員規君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）施設の利用料につきましては、当初は現状を維持するということがございます。ただし来年10月1日実施予定の消費税率変更に伴い、料金体系の見直しを実施したいということでございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）料金の改定、見直しの実施というのは、ふやす方向でということなのか、できるだけ現状維持の方向で検討するのか、どちらなんですか。

委員長（佐古員規君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）提案の中では消費税率の10%という形になりますので、その部分の利用料がふえるというふうに認識しております。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の指定管理者の指定につきましては、きちんと審査、採点した上での結論だろうと思いますが、これまでフィットネス21が長きにわたってひまわりドーム、町民グラウンドの運営をやっていたいてきたわけでありまして、現在フィットネス21の正職員、そして非正規の方、両方おられると思います。そういった方々にとっては働き場所を失うということにもなりかねないんですが、職員の雇用については何らかの保障があるのか、そしてまた、現在、ひまわりドームの中に入ってすぐのところパン屋でありますとか幾つかのお店が出ているんですが、ああいった方々の営業がどうなるのか、その辺についてご説明願います。

委員長（佐古員規君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）現在勤務されている方につきましては、引き続き勤務を希望される方

は個人面接を行い、積極的に雇用します。また、地元の方を優先に雇用し、地域雇用に貢献するというところでございます。

それと、もう一点の件につきましては、町内業者とタイアップして、例えば大きい大会の場合でしたら昼食の提供を行い、利用者の便宜を図るということで、既に今パン屋とか出されておりますが、意見をいろいろ聞きましてこれから進めていくということで、現状業者を優先して考えていくというものでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第85号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君）次に、議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）11ページの大阪府農業経営構造対策事業補助金なんですが、これ、議員全員協議会で説明をいただいたかなと思います。11月20日に説明いただいて28日にまた説明会、対象の事業者ですか、あるということを知ったような記憶があるんですが、これ実際、対象の方はどれぐらいの方がご相談に来られているか、教えてください。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）大阪府農業経営構造対策事業補助金の件でございますが、対象者は、前回の議員全員協議会で説明させていただきましたとおり、67名の方が一応対象というところでございます。当日、説明会の参加者でございますが、半分程度の方、30名程度の方が来られて説明させていただいたというところでございまして、欠席者の方につきましては、また随時こちらからも連絡とかをとりまして、個別に説明させていただいたといったところでございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）これはビニールハウスの分になるんですか、主に。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）そうです。ビニールハウスの分と、あと一応、農業用の建物も対象になるというところでございます。撤去にかかわる部分と再建にかかわる部分が対象というところでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）歳入歳出両方出てきておりますが、歳入でいいますと11ページのところに子どものための教育・保育給付費負担金、一番上のところですよ。中ほどに府支出金のところで同じく子どものための教育・保育給付費負担金、そういったところで補正が一定の金額が出ておまして、本会議の折に民間保育所の入所児童数の増などによるという説明であったかと思いますが、保育所入所児童数が増している要因についてももしわかればお願いしたいということと、それと保育所入所児童の来年度の見通しはどうか、その点についてご説明願います。

委員長（佐古員規君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）保育所の児童数の増の要因ということになるんですけども、現状のわかる範

困でということになるんですけども、実際に保育所で今回、補正予算で上げさせていただく根拠としまして、委託料に関しましては、21ページに出のほう載っておるんですが、民間保育所等の助成事業の委託料、それと施設型給付費というふうに分かれておるんです。委託費につきましては、民間の保育園等に対しての給付になりますけれども、こちらは現状の執行状況、入所状況を見ながら、年度末までの伸びというものを一定考慮した中で、年間で延べで大体、保育所に関しては72人ほどの増が見込まれているのと、施設型給付費に関しましては一定、認定こども園等の給付費に対するものでございまして、その部分につきましては、対象となる方、97人ほど延べでございましてけれども増というふうに見込んでおります。特に伸びの多い部分につきましては、1歳児から2歳児というところが非常に多くなってございます。

ですので、今、育休復帰が最大1歳6カ月までというようところが最近2歳までに上げられたということもあるんでしょうけれども、できるだけ早く仕事に復帰したいというような方々が女性の社会進出も含めて社会動態としてそういう動きがある中で、低年齢児の特に児童の需要が大きいのかなというふうに考えてございます。ですので、ちょっと話がそれるかもしれませんが、今年度の7月からは私立幼稚園におきます2歳児保育のフレンドへの協力依頼というような形で連携しながらやっております、そこで一定12人の児童の受け入れも枠も確保したというようなこともございます。

あと、来年度の見込みに関しましてですけども、現在、保育所の新規入所等に関しましては熊取町で直接入所の受け付けをしておるんです。民間、来年度から認定こども園化するフレンドを含めまして、一定、民間事業者で集計作業というのをやっております、まだ速報値という形でお示しできる状態ではございませんので、ちょっとお示しできる段階でまたご説明させていただけたらというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 以前、別のところで来年度保育料の無償化、幼児教育無償化が予定されているということで、無償化が実施されると保育需要がかなり伸びるというふうなご説明があったかと思うんですが、その辺はそういう理解でよろしいんですか。

委員長（佐古員規君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） この先ほども速報値を控えさせてもらったんですけども、熊取町の新規で入所受け付けをさせていただいた部分につきましては、昨年度のこの期間に申し込まれた方の推移だけを見ますと、ちょっと年齢区分はまだはっきりしないんですけども、昨年度と比べて若干下回っているような状態でございます。けれども、やはり無償化ということは大きな魅力であろうことから、働けば働くほど実入りが減る、保育料を払わなくてもいいと、あと0、1、2歳は非課税の方だけが無償化ということに今の国の制度設計ではなっておりますけれども、一定、働いたほうがやっぱり生活がよくなるということは、当然そういう制度設計になっておろうかと思っておりますので、需要はふえるのかなというふうな見込みを立てた上で、認定こども園化するフレンドにおいてもできるだけ保育の受け入れ人数をふやしていただけるような協議を行ってきたところでございますし、今後も、そういった需要の予測につきましても的確に捉えながら対応を考えていきたいというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 社会経済情勢の変化で働く女性がふえているということやら、保育の無償化、幼児教育無償化で保育需要が伸びる可能性もあるということで、保育所をきちんと万全の体制に整えていくということが今後極めて重要な課題になっていると思うんですが、そういうときに熊取町は当初、西保育所の民営化を予定していたわけなんです。諸般の事情で当初の予定は白紙撤回ということが我々に説明されたわけなんです、我々共産党議員団として西保育所民営化には反対してまいりましたし、また、住民の保育所民営化はしないしてほしいという声も多数ございましたので、そのこと自体は評価するものであるんです。ただ、白紙撤回するに当たってなぜ白紙撤回するのかと

いう理由の説明が明確でなかったと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長（佐古員規君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 今現状、スムーズに10月ごろをめどに新たな事業者の選定ができればなというふうに計画を立てておったところでございますけれども、結果的に、3者の応募がございましたけれども、及第点に達する事業者がなかったということが要因になります。その後、拙速にと言ったらあれなんですけれども、追加で今年度中に何としても選定作業を行えば何とか作業的には間に合うかなというところはあるんです。実際にはそのタイミングでは現在、一定もう入所の申し込みは今終わったところなんですけれども、入所の申し込みを始めるという段階におきましてまだ来年度の4月から引き継ぎ保育を行う事業者が決まっておらず、再来年度からやる事業者というのでも決まっていない状況、西保育所を選択する保護者にとってすごく不透明でわかりにくい、不安が生じるというようなこともございましたので、時期につきましては一定あけたほうがいいのかというところがございます。

また、それ以外にも、広く募集をかけた結果3者という結果がございました。そこをまた新たに募集するということに当たりましてどのような募集の仕方がいいのか、熊取町も含めて全国的に、大阪府といえどもそういった児童数が減っていくという厳しい状況の中におきまして、果たして熊取町に魅力を感じて積極的に参入しようという事業者がこのタイミングですぐに募集して出てくるのかというところも含めまして、ここはその当時の選定委員ともいろいろ話し合った結果、一定の期間は冷却期間といいますか、そういった形で置いておくほうがいいのかというところはございます。けれども、行革のプランには掲げさせていただいているところもございますので、その期間内におきましてまた調査研究を進めていくというような形で考えてございます。

すみません、長くなりますけれども、もう一つだけつけ加えさせていただきますと、最初に事業者の募集を開始したのが7月なんです。そのときには保育料の無償化というものは段階的に実施するというような、来年の10月からというのではなくて、一定、本来は来年の4月からは5歳児だけが無償、再来年度から全部無償というような形の制度設計がその当時とられていたと思います。6月になりまして閣議決定でそれを全て一斉にするということで、消費税率がアップする来年の10月からにするという前倒しが行われたこともございます。

こういった社会的な環境の変化ということも含めまして、一定、民営化するタイミングにつきましては、今いてる、先ほどの委員もおっしゃられましたように、児童数の増加というものも見込みまして、一定その定員がふさわしいのかどうかということも含めて総合的に募集要項の見直しも必要なのかなということもございますので、そういった調査、研究の期間を設けたいということで今はストップしている状態でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） さまざまな背景、事情をご説明していただきましたが、そうしますと、保育料無償化のそういう決定内容が業者の募集の段階ではまだはっきりしていなかったというふうなこともあり、今後の児童数の状況とかそういうのを見ながらもうちょっと時間を置いて検討したいということのようではありますが、保育所民営化を進めていくという、そういう路線をそもそも撤回したわけではないということですね。

委員長（佐古員規君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君） 今回の坂上委員からの質問については課長が説明したとおりでございます。

あと、撤回云々となりますと、町立保育所の民営化につきましてはご存じのように第3次行財政構造改革プランに掲げさせていただいております5年間、平成35年、その項目から削除ということは考えてございません。項目自体はそのまま、その年度年度で課長が申し上げましたように検討は行っていきたいというふうに考えています。その結果、どうなるかはわかりません。まだ先延ば

しになるのか民営化になるか、そこは現時点ではわかりませんが、撤回ということは考えて  
ございません。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）私ども一番気にかかりますのは、公立保育所に預けたいと思って預ける方もた  
くさんおられるわけですよ、公立保育所を信頼して。もちろん保育所が近いからという要因も大きい  
と思いますが、西保育所にしようかフレンズにしようかというふうなことを考えた場合に公立保育  
所のほうが安心だと思って預けられる方も多いと思います。そういう方にとっては、来年度以降今  
後どうなるか非常に不確定だと。当面は撤回したけれどもまた2、3年先に民営化のことが持ち上  
がってくるかもしれない。そういった場合には、0歳で預けたら結局、卒園するまでにまた民営  
化という計画がまた表面化しかねないというのであれば、安心して預けられないということもある  
かと思えます。

だから、その辺は今年度、保護者に対して民営化の計画を説明して、白紙撤回のほうも説明され  
たと思うんですけども、次年度以降のスケジュールはどうなるのか、白紙撤回でいうのであれば、  
少なくとも例えば5年間は安心ですよとか、5年間は公立のままで心配ないとか、そういうふうな  
ことが保証されるのであれば安心して預けられると思いますけれども、いつまた民営化の計画がも  
とへ戻りかねない、また民営化の提案が出てきかねないというのであれば安心して預けられないと  
思います。その辺はどう思われますか。

委員長（佐古員規君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）ご心配いただいている件につきましては、当然、我々  
もその辺につきましては、今回白紙撤回ということで議員の皆さん、また保護者の方にもご通知、  
ご報告させていただいたとおり、やっぱり次、民営化を進めるに当たっては、またゼロからの当然  
スタートになりますので、当然保護者の方のご意見、今回も保護者の方にも事前の説明会等を開催  
させていただいて、いろんなご意見をいただきながら進めてまいりました。仮に次スタートするに  
なっても、またゼロからのスタートと我々考えてございますので、保護者の皆様への説明、また議  
員の皆様への説明、できるだけ早い段階でお示しできればなというふうに考えているところでござ  
います。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）保護者への説明というのは、理事者側からすれば民営化のスケジュールが決まっ  
た後で、これでご理解いただきたいという説明がこれまでなされてきたと思います。実際、説明会  
に参加された保護者の方のご意見を聞きましても、もう町の職員はこういうふうに決まりましたの  
でこれでいかせてもらいますと、何か質問ございませんかというふうな、そういう説明会であつた  
というふうに聞いております。保護者の意見を聞くというのであれば、民営化したいと思うだけ  
けれどもどうでしょうかと、そう聞くのが本来じゃないんでしょうか。

委員長（佐古員規君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）当然、民営化を進めるに当たって保護者の皆様に一方  
的にやるからもうそれでご勘弁くださいみたいなことは、我々そういう説明会ではなくて、民営化  
は確かに進める、それにご協力ください、ご理解くださいという説明をしましたけれども、やはり  
保護者の方が不安に思っていること、そういったことを説明会で聞かせていただいて、それを民営  
化の際に十分生かしながら進めるという、そういうスタンスで我々進めてまいりましたので、一方  
的に町のほうからするからもうこのままどうしてくれみたいな、そういうような持っていき方はし  
ていなかったつもりでおります。ですので、次に保護者説明会をするに当たっても、当然民営化と  
いう前提での進め方に、仮にですけれどもなると思えます。

民営化というのは、確かに住民の保護者の皆さんの意見を聞くことは大事ですけども、委員も  
ご存じのように、多分、全国で判例とかもいろいろ出ていると思います。民営化については基本的



には市町村の裁量だということでの判例も出ております。ただ、進め方をやっぱり丁寧にしてい  
べきだろうという意見はいろいろ出てございますので、そこは十分我々も認識して丁寧に進めてい  
きたいと、そういうところでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）今の答弁で判例を用いてというのは、判例ではこうなっているから最後は勝つんや  
みたいな姿勢がありなんですよ。質問ではないです。これはもう意見として言わせてください。  
ちょっとそこに僕、反応してしまいました。

そういうことを坂上委員から質問しているのではなくて、やはり子育てをしている世代の方に公立  
の民営化、公立保育所を町としては運営しているんやから、その信頼を得ていくという努力が  
まずあるべきなんですよ。それを維持していくためには、さっきの就学援助も関係があると思うけ  
れど、こういう負担も考えていますとかいうような姿勢が大事なことであって、多分、民営化を前  
提に説明に入るといいますという前に言葉がついていて、判例でそういうことは設置者は町や市や  
から裁判したら勝つんですと、後ろにそういうものを持って相手に相談したりご意見を言ってくだ  
さいというようなところでは、ちゃんとした意見集約はできないですよ。これは、ちょっと今の答  
弁は撤回してくださいよ。

委員長（佐古員規君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事兼子育て支援課長（木村直義君）そういう形で、すみません、申しわけないですけれど  
も、私が申し上げましたのは、あくまでも保護者の方に丁寧に説明はして、意見をいろいろ聞きな  
がら進めていきますというのは、今回の民営化につきましても再々申し上げているところでござい  
ます。ですので、最終的に保護者の皆さんに、いやいや判例はこうだからということでもそこまで言  
って押し切るつもりは、我々は一切そういうことは持っていません。例として私が出したのがそう  
いう形のため申しわけなかったんですけれども、ただ、保護者の環境が変わる、お子さんの保育の  
環境が変わる、そこは我々も十分に理解した上で、保護者の皆さんと一緒に民営化を進めていき  
たいというので今回進めてきたところでございますので、次どうなるかわかりませんが、そう  
いったところにつきましても保護者の意見、そこは十分にくみながら進めていきたいというふう  
に考えております。よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）今回失敗した教訓がいつも今の答弁では生かされていないんですよ。民営化に協  
力してくださいということで意見を聞いていくということをおっしゃったでしょう。そうじゃない  
んですよ。子育てするのに保護者の安心・安全な保育環境を町としては皆さんに提供して、熊取町  
に住んでください、子育て世代は来てくださいと言うんですよ。そのときに、財政の問題があっ  
て民営化ということもありますけれどもどうでしょうかと考える段階から住民の人と相談をする、腹  
を割って話をするという姿勢が大事なんですよ。今の言葉では、民営化方針を決めて説明に入ら  
ず、今回もそうしました、しかしこれは頓挫したんですよ。そういうやっぱり反省の上に立った丁  
寧な、もっと前の段階からそういうふうな町営あるいは民営、こういう問題が世間にはありますけ  
れども、町としてはどのような感じの考え方を進めていってよろしいでしょうかみたいなことで、  
そこで初めて保護者やほかの住民の方の意見を聞いて、町として一つの方針を決めていくと。今回  
はそれがなかったと思うんです、今みずからの答弁でおっしゃったようにね。

そやから、そういうことを大事にしていくということを次に考えるときはやっていかんと、今回  
と同じような形で、そのときになったら進めていきますという答弁やったらいつも勉強になっ  
ていないじゃないですか。これはもう意見です。もう結構ですわ。

質問していいですか、ほかのことで。

委員長（佐古員規君）ちょっと待ってください。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）委員皆様のご意見も今回いただきまして、町としましては、我々としま  
しては、今回、先ほど理事からもお話はさせていただきましたが、住民の保護者の方々に丁寧に

説明していく、それはもう当然のことでございますし、また募集に当たっての要項の内容も、十分町の公立保育所というものを引き継いでいただく、いいところを引き継いでいただくようなそういう内容も検討し、選定委員のご意見もいただきながら進めてきたところでございます。そういったところで、保護者のご説明をさせていただいた中でもそういった意見もいただいております、そういったところも含めて要項も作成し、募集もさせていただき、保護者の方々のご意見に沿ったような形の民営化というものを主に置いてやってきたところでございます。

次の機会というところになりましても、当然ながらそういうところで保護者の方のご意見というものも十分に今回も聞かせていただいたところでございますので、そういう部分も参考にしながら、また次回のときにはそういうところも十分考えさせていただきながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）ちょっと違う形で、今回、一般会計の補正で第8号、第9号、第10号という形で、今第10号がこの委員会に付託されておまして、第8号、第9号については議会初日に本会議の中で可決をしているわけなんです。その中で款 災害復旧費、項 公共施設災害復旧費、第9号はふるさと応援基金だったんですが、第8号、第10号でもとに出てくるんです。台風21号も大変な被害で、まだ住民の方も手がつけられずに困っているところがあるんですが、今回の第10号の補正で出ている部分で、災害復旧に対してのまだ工事しなければいけない、まだ第10号の中にも上がっていないけれどもというような形はあるんでしょうか。大体、被害の修理、復旧をしなければいけない部分の第8号、第10号で何%まで完了しているのかということをお教えください。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）まず、今回の30年度の災害というのは、大きくは北部地震があって、その後、7月豪雨があって台風という形の順序で起こってきたかなというふうに考えています。今、委員からご質問は台風を中心ということだったと思うんですけども、基本的に今回の台風にかかわる災害復旧の予算措置については、第10号ですできるだけやっていきたいというところで予算編成を各課に投げてやっていただいています。ただ、幾ばくかそれに乗らないものということで、例えば急がない、全くこれは緊急性とか、あと今回、国庫補助とか補助金とかがかかわるものはタイミングを逸するともらえないので、そういうものを中心に上げていっていますので、ほぼこの第10号で上がっているかと思っておりますけれども、一部、ちょっとしたものの修繕とかというのは次年度回しになっている部分もあるかと思います。

ただ、それは今、予算編成の中で数多くの資料の中で埋まっているかもわからないので、そういうものの中に全くゼロ円ということではないと思います。ただ、大きくは災害復旧ということで工事を伴うものとか、あと補助金をきちっと取りに行くというようなものは、第10号の補正予算の中で手当てできているものというふうに理解しております。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。そういった中で、第8号のほうはもう既に対策が進んでいて、そういうふうな部分で仮に第10号と切り離れた意味合いはそこにあると思うんですけども、町なかでは、21号を中心に言いますけれども、まだまだブルーシートあるいはカーポート、こういったことが修理できていないところがあるんです。それぞれ、私自身も経験しているんですが、保険の支払いとかそういうような請求をするのにそれぞれ見積もりをとるわけですよ。ですから我々、こうやって予算に上がっている災害復旧というような形であれば、業者からの見積もりをとって、それに伴う予算をこうやって上げていただいていると、このように理解するんですが、これ、台風21号に限って言えば、この近辺はどこも同じ状態で、なかなか資材、人が集まらないということで、民間の家はまだまだ手がついていないところもたくさん近所にもあるわけなんです。そういったことは当然、熊取町が管理する公共施設というのは大きな建物ですから、大量の人も要ったり資材も要ったり、そういう意味ではなかなかもとの状態に戻るといことは大変やったと思うんです。

そこで、こういう予算立てのときは、見積もりが示された金額を当然精査した上で上げていただいているというふうに思うんです。普通の家庭であれば、早く直してほしいと、そやけど10年以上前のカーポートのこういう資材はなくて、今やったらこういう軽量でもっと強くて、しかも安価でこんなのがありますよというような形で、待っているときに業者に電話を入れたらそういう紹介がされることもまああるんですよ。

何を言いたいかといえば、町は災害のときにそれこそすぐに業者が飛んできて、以前の委員会でもお願いしたように、災害対策の協定というのを業者と町と結んでいるやつを見せていただいているんですが、それに基づいて動いていただいて、そういう見積もりが出ていると思うんですよ。その当初のやつでこういう補正にかけていただいていると思うんですが、見積もったけれども、そういう工法があるけれども人がおれへんし資材が足らんからということで、遅々として進んでへんものもあると思うんですよ。そのときに予算を皆さん方のほうで精査していただく部分としたら、工法が変わって早く現場復帰せなあきません。例えば防球ネットがない中でクラブ活動とかそういうことをやっているわけですから、ボールが飛んできたら。そやけどそこはやっぱり塞がなあかんというような形で、それやったらこういう形でも強度は保ててやっていけますよというふうな提案があったとしましょう。そういうときに、結果として復旧はできました、そやけど補正で出した金額よりも安くなりました。高くなった場合は支払わなあかんから当然また補正で出てくると思うんですけども、安くなったようなケースの場合もきっちりそこらは精査しなければいけないという意識を皆さん方に持ってほしいんですよ。

そこらの点、ちょっと言い方はべたっとしているんですけども、そういうふうな感覚で、やはりこれは税金ですから、それを使って執行する、復旧したときは結果として安くなったから、そのときの契約書じゃない部分でやはり議会で報告をする、そういったケースがこれだけあちこちで事が起こっていたら出てくると思うんですよ。そういう気概というかお考えというのは実行していただけるんでしょうか。そういう点でご答弁いただけたらありがたいです。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）台風が一番大きかったので、台風の災害の状況の予算的な動きということでご説明させていただきたいと思います。

まず、災害の関係で21号関係でいきますと、第8号と第10号に乗っていて、第9号は先ほど専決のふるさどだけになりますので、それはちょっと横に置いておきまして、特に第8号の分については、台風が終わった後に日常生活をすぐ平常なものとするものということで、特に木が道に倒れていたとか、いわゆる災害ごみを回収せなあかんとか、すぐにでもかかるものを中心に予算化しています。そこと今回の第10号補正とは大きく内容のすみ分けができていうふうに考えています。

さらに言いますと、第10号については今後これから予算成立後に執行していくものばかりですので、その中では当然、入札なり競争性を高めた中で予算執行していきますので、委員おっしゃったようなところも踏まえて復旧がなされていくものというふうに考えております。

以上です。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）わかります。そういうすみ分けしているということですね、8と10。仮に第8号の中でそれぞれの箇所によってやられた復旧工事については、日常にかかわる緊急性のものやから、それは予算どおりの形での施工状況で必ずやっているという意味ですね。そう受けとめたらいいですね。

委員長（佐古員規君）泉谷都市整備部長。

都市整備部長（泉谷 徹君）工事費の内容についてのご質問かなと思いますので私から答弁させていただきます。

災害復旧につきましてはいろいろございます。第8号の専決で、倒木等につきましては熊取町の防災事業組合に出させていただきまして、一定うちのほうでも積算はしてございます。その範囲の

中で相手より見積書をいただきまして契約をしているということで、一定精査はさせていただいてございます。また、公共施設の河川または公園等の災害、また町営住宅の災害等につきましては、これは全て国からの査定がございまして、その中で経済比較等もご説明した中で、査定ということで金額を一定承認を受けて、その工事内容で進めていくというところですので、全て経済比較検討等はさせていただいてございます。

今回出させていただいております補正等につきましても、これら委託等もやりまして経済比較をやっているものもございまして、うちの内部で設計から積算まで全て担当者がやり、その中で経済比較をやって全て入札にかけていってございまして、しっかりと設計の中で公平な入札にかけて進めていっているというところで、委員おっしゃられるような今、心配されているような内容については今のところないのかなと考えてございます。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）文野委員。

委員（文野慎治君）よくわかりました。よろしくをお願いします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）27ページの地域活性化事業のところの果樹農園支援事業補助金について、議員全員協議会でもる説明をいただきましたが、もう少し質問させていただきたいと思います。

まず、ブルーベリー農園ですが、開会時期45日間、また入園料等一応決められています。収入見込みが年間40万円程度というふうに見積もっておられますが、これ大体何人ぐらい来られる想定で収入40万円となっているのでしょうか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）収入見込みでございますが、こちらの部分につきましては、議員全員協議会でもちょっと説明したかと思うんですが、これに当たりまして和歌山で同規模でやっておられるブルーベリー農場でいろいろ人数、収入等も確認いたしまして、一定それをめどにということで記載させていただいているところでございます。人数につきましては、そこではシーズンで一応200人ということで聞いてございます。ですので、40万円につきましては入園に係る入園料等、あと一部当然出荷とかもされておるというところでございますので、そういったものを含めて大体40万円程度というところで聞いております。そういった記載をさせていただいておるといったところでございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。後でいただいた資料の中に、地方創生推進交付金についてはハードの部分が対象になることが示されていて、なかなか交付金の活用ができないとご説明があるんですが、何かハード面の部分で760万円というお金を使ってブルーベリー農園を進めていくということですが、もうちょっと、この交付金が活用できるような事業として、町の持ち出し100%、760万円というところがブルーベリー農園をしていただくことに関して地域が活性されて交流人口ふえるというところは納得できるんですが、760万円を全て町で持ち出して今すぐやらないといけないものなのか。地方創生推進交付金の活用が幾らかでも見込めるような事業で、いろんな農園をこれからやっていきたいというふうな話もお聞きしていますが、そこを含めてもう少し考えてやっていくというのも今すぐやらないといけない事業なのかなというのがちょっとはてながつくところなんですけれども、その辺はどんなふうにご考えておられますか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）議員全員協議会でもご説明いたしましたが、まずは追加の説明の中でありましたハードが大宗を占めるということで、これまで我々もさまざまな地方創生の推進交付金に関しては申請した中でも、その経験を踏まえてかなりハード中心にいろいろ申請しましたけれども、ことごとくだめだった部分もございまして。そういった意味で地方創生の検討もしましたけれども、ハードが大宗を占める。また、もう少し内容を精査していろんな作戦を練ってというご意見ですけ

れども、来年の夏前から開業しようと思えば、スケジュール的には当然、次の交付金をもらってやっていくと再来年の営業という話にもなってしまうので、スケジュール感、またハードの面でいろいろ考慮した結果、こういう形で進めさせていただいているところでございます。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）スケジュールはわかるんですが、来年の夏じゃないとだめなのかとか、もう一年しっかりと交付金をいただいてとかソフトの部分を考えてというところもあるんじゃないかなというふうに思うんです。その辺は何かすごくせいているような気がしてならないんですけれども、どうでしょうか。

委員長（佐古員規君）答弁。奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）来年の7月というスケジュールなんですけど、今回、ブルーベリー農園をやるに当たって幾つかの調整というものが必要になってくるというところがございます。

まず、1点目は対象となる用地の段取りができるのかということと、あるいは実際に実施主体となる、今回であればグリーンパーク熊取がそういった引き受けというところが調整できるのかというところがございます。今回、そういったいわゆる農地につきましても野外活動ふれあい広場の一番付近の農地が借用できたということと、あと実施につきましてもグリーンパークでやっていただくと、こういった要はタイミングがございましたので、来年の7月開園に向けての費用というところで今回、12月補正で計上させていただいたといったところで、よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）同じようなことを聞くんですけども、やっぱりすごく性急にやられているというふうな感じがしてなりません。それで、グリーンパークでやっていただけたということなんですけれども、かなり専門性というのが必要やと思うんで、きちっとそういう方々が研修とかそういうのをされて、それからこういう形をつくっていきますというところまでお示しいただけたら安心なんです。何人かいてはりますからそこでやりますというのでは、そういう専門的な農園という形でするならば剪定とかいろんなところで専門的な技術というのはきちっと持っていらっしゃらないと、かなり枯らしてしまったりとか思いのほか収穫が得られなかったというふうな、そういうふうなところでお客様に迷惑をかけてしまうというようなことも考えられるので、その辺はきちっとされているやと思うんですけれども、ただ用地があって、して下さる方がいるから、さあどうですかというふうな感じではちょっと落ちないというか、そんな気がするんです。その辺について。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）専門性につきましては委員おっしゃるとおりでございます。今回の取り組みにつきましては、先ほどちょっと私、説明でも漏れた部分がございますけれども、一定、町内の農業者の方で実際にブルーベリーをされておられる方がおられるんです。その方のサポートを受けて、グリーンパークにつきましては当然今までやったことがないというところがございますけれども、その方のサポートを受けてやっていくというところで、その辺の部分はそういったところを担保して、しっかりと7月開園に向けて町も一体となって取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）テレビでも、よく素人が農園へ来て、何年かやってやっつくられるようになったというふうなことが多いんですよ。そやから、サポートは受けるけれど、その方も自分のところをやってはって、それを全部できるというわけではないかと思えますし、やはりサポートを受けながらも、ある程度1年間か2年間置いてこれだけのものができるようになりました、それから皆さん来てくださると、その前の段階ではやっぱりふぐあいなものも出てくるというふうな可能性があるんで、始めてもいいかと思うんですけれども、来年の7月から開園しますというのはすごく冒険的な感じがしてならないんです。その辺に対してはどうでしょうか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）委員ご心配されている部分もよく理解できますので、当然、先ほど言いました町内の農業者の精通されておられる方、その方としっかり連携して、そういったことのないような形で運営していきたいというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）同じブルーベリー農園のことなんですけれども、2020年以降に係る補助金で30万円という説明の資料があるんです。31年度は年間維持管理費が70万円で収入見込みが年間40万円で、結局これずっと70万円、経費がかかりますよということなんです。計画時点で赤字なんですけれども、これは黒字化するんですか、どうですか。ずっと30万円は払い続けるということですか。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）今回の取り組みにつきましては、一定あの周辺地域も含めた活性化策の一つということで考えてございます。ですので当然、やっていく中でかかる経費につきましてはペイできるような形でグリーンパークではしっかりとやっていただけるかと思うんですが、一定の部分でランニングコストというものはかかってくるものというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）一定の部分で30万円を補助するんですけれども、その30万円、要は70万円かかる経費をいつになったらブルーベリー農園だけで捻出できるようになるのかと考えているのかというところが知りたいんです。永遠ずっとここは30万円補助していくのか、いつかは70万円稼げる農園になるのか、どちらですか。

委員長（佐古員規君）答弁を求めます。奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）一定、基本的なベースの部分として今のところ30万円というのは見ておるところでございますが、今後、このブルーベリー農園が軌道に乗りましたら、資料でもございましたとおり、例えば町内の事業者の方にスイーツ店等で商品開発をしていただいたりであるとか、あるいは生食を販売していったりとか、そういった部分も含めてしっかりと地域活性化につながるような施策ということでやっていきたいというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）地域活性化構想とかも説明があるんですけれども、軌道に乗るのがいつなのかとかという計画がまずわからないというところで、ブルーベリー農園のことについては反対ではないんですけれども、そういうところが要はわからないんですよ。だから、今もゆめの森公園で経費がかかっていますけれども、最初、僕がいてなかったのであればなんですけれども、最初、甘い結局これも赤字を垂れ流しますよという今、説明ですよ、わずか30万円ですけども。ここにも岸和田市の包近の桃みたいになりたいということを書いていますけれども、それはいつぐらい目標にしていますとかそういうところがわからないし、考えていただきたいし、ここのこれぐらいの農園であればいつ黒字化する目標で計画しています、もっと言うたら、この整備に係る760万円も10年後にはペイできる農園になりますというところまで計画していただきたいんですけれども、今の説明の資料であればいいですよ。そういう考えにはなりませんか。

委員長（佐古員規君）藤原住民部長。

住民部長（藤原伸彦君）いろいろなご意見ありがとうございます。まずブルーベリーの部分は先ほど申し上げたように活性化というところで、一定の投資というところで本町は今のところ考えております。収益につきましては、30万円というのは肥料代ということを目安に積算しておりますので、先ほど言いました40万円グリーンパークが収益を上げれば当然補助金ゼロという形になっていきます。一定、今のうちの見込みは、当該年度はやはり実がつくのが少ないであろうというところで、労務費の分も積んで70万円という形で積算しておりますが、その後については30万円、あくまで実費弁償的なもののみ今回計上させていただいております。これは、あくまで補助事業であるという観点でこういうふうな考え方をしているんですけれども、結論でいきますと、2年後には40万円の売り

上げがあれば一定補助金なしで運営していただけるだろうというところで期待はしております。

将来的なブルーベリー、包近の桃というようなところはかなりハードルが高いんで、今、何年後というところでなかなか、いつも具体的なお質問いただくんですけども、そういうところを目指して、大阪でもブルーベリーというのは少ないんで、その辺を発信力は町のほうでしっかりしながら、ここは頑張っていきます。ご理解いただきたいと思います。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）31ページの小学校維持管理事業のところ、事前に本会議で西小学校、南小学校、北小学校のトイレの洋式化に関する測量・設計・監理等委託料ということで説明があったかと思うんです。東小という説明はなかったんですが、東小は既にトイレの洋式化が終わっているのかという点と、中学校のトイレのことについてはなかったんですが、小学校から段階的に考えているのか、そして、財源のところでは特定財源には何もないんですが、これは国からの補助とかそういうものは見込めないのか、そういった点をご説明願います。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）トイレの洋式化整備のことについてのご質問にお答えいたします。

東小学校につきましては、今回、設計の予算を上げていないんですけども、全体的な校舎の大規模修繕とあわせてやりたいというふうに考えておりました、まだ当初予算の話になるんですけども、今、教育委員会といたしましては、まず全体の設計をやりまして、その後、改修工事をしていきたいというふうに考えているところでございます。中学校のトイレの整備につきましても、一定、小学校が終わってから順次洋式化改修を進めていきたいというふうに考えております。

それと、最後、財源が計上されていないというお話でしたけれども、今回、3校の設計をやりまして、設計が終わった段階で工事に31年度、移っていく予定としております。当然、学校施設環境改善交付金の交付を受けてやっていくということで考えておりますので、財源については工事予算を上げるときに、同時に交付金の歳入の計上もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまの説明で、とりあえずは小学校だけということで、東小については大規模改修にあわせてというご説明がありましたが、トイレの洋式化の要望というのは小・中学校ともにあると思うんです。小学校のほうで実施しようというのであれば小・中学校は同時にという考えもあったと思うんですが、なぜ小・中学校同時にとならなかったのか、その辺はどうですか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）小・中学校のトイレの今の洋式化率等を見た中で、やはり小学校のほうは洋式化率が低いという中で、まずは小学校のほうからやっというふうに計画をいたしました。

それと、小学校、中学校同時にというお話もあるんですけども、一定、工事監理していくということもありますので、一挙に短期間に工事をやるというのはちょっと体制的にも厳しい面がございます。財源のこともありますので、そこは計画的にやっというふうに考えていきたいと考えております。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）了解いたしました。

小・中学校トイレの洋式化については、議会の一般質問等の中でも幾つかの会派から要望が出ておりました件でもありますし、今回、補正予算でトイレの洋式化を入れていただいたということは大きく評価するところではあるんですが、別の点でもう一点だけ質問させていただきます。

予算書のページ数で言いますと、10ページのところで基金繰入金、公共施設整備基金繰入金、財政調整基金繰入金、産業活性化基金繰入金ということで、産業活性化基金繰入金の147万2,000円については歳出にあらわれておりますので明確にわかりますが、財政調整基金繰入金については不足

する分を財源調整ということで上げているんだと思います。公共施設整備基金繰入金については、これはどこに対応したものなのかという説明をお願いします。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回、財源調整ということで本会議ではご説明したんですけれども、具体的には、小学校のトイレの設計の分については現状、特財がついていないので、ここに一旦1,300万円を予定しております。それと中学校の防球ネット、こちらで480万円、合計で今回の繰り入れの予算額という予定でございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

今回の基金繰り入れ、要するに基金の取り崩しに関しては、細かい点で言えば介護保険特別会計の繰入金というのもございますが、主としてはこの3つの基金の取り崩しであって、現在、年度途中で次々と補正があって、今年度中には20億円を超える基金が入ってくるであろうというふるさと応援基金、その最終的な金額がどういうふうになるのか、最終的に今年度末ではふるさと応援基金が幾ら積み上がると見込んでいるのか、そしてその基金の取り崩し、活用については今年度中にはどういうことを考えているのか、その点についてご説明願います。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）先ほどお話もございました第9号で専決補正、一応60億円の寄附の目標に対してということでまず答弁させていただきますと、大体、謝礼品等の歳出もかかっております。60億円がそのまま歳入というわけではございません。大体4割から4割少しというところが最終的には基金に積み立てられるのかなということで、単純に計算しますと25億円とさせていただいたときに、現状のふるさと基金が大体約5億円ございますので、年度末の積み立てが今のところでは30億円を一応見越してございます。

また、今回の一般質問でご答弁させていただいたとおり、この基金の活用についてこれから予算編成等していく中でお示しするところでございますが、一部、防災元年というお話もありまして、こういった今回の議論の中でも災害の補正予算がいろいろございました。やはり急を要する部分につきましては対応していかないといけない部分、また財政調整基金等も大分少なくなってまいっておりますので、防災に絡むような部分でしっかりと活用できるように今、検討は進めさせていただいているところでございます。具体的な内容につきましては、一般質問のとおり3月議会において運営方針、また予算の中でお示しできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）来年度予算についてはまだこれからということですが、今年度中の活用ということでは、防災関連でふるさと応援基金を活用することもありということなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）今年度の繰り入れに関しましては、寄附の全てが全て積めるわけではございません。当然、指定寄附等もございます。一定、昨年度の5億円の中でそういう指定のあった部分につきましては、こちらのほうで最終的にそういった事業に充当させていってというところで、5億円の部分は十分そういったほかの有効活用、今回は協働以外でもできるように昨年、条例改正させていただいておりますので、そういった内容に沿って充当させていただきたいと。また、新たにいただいている寄附について、先ほど言いました防災等につきましては活用していきたいというふうなところでございます。

委員長（佐古員規君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）公共施設の分でもう一個充当予定の分ということで漏れていましたので、すみません、訂正させていただきます。

先ほど2点申し上げましたけれども、それ以外に町道永楽線の法面修繕事業の中で事業費があっ



て、補助金があつて起債も入っているんですけども、一般財源分として200万円、これでトータル1,980万円となります。申しわけございません。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）ちょっと教えてください。

地域活性化事業のところでは修繕料というのがあると思うんですけども、27ページです。観光案内所の機能強化ということであると思うんです。駅下にぎわい館だったと思うんですけど、いつから工事で、その間どのように変わっていくのか教えていただきたい。

委員長（佐古員規君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）こちらの修繕料につきましては、駅下にぎわい館の修繕にかかわる部分というところがございます。スケジュールにつきましては、今回の予算でご承認いただければ1月から3月の間で、今年度事業になりますので工事をやっていくというような形になります。ただ、当然、館の運営というのは通常どおり行っておりますので、そういった利用者の方にご迷惑のかからないような形で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時、議事の進行を副委員長にお願いします。

副委員長（坂上昌史君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。

それでは、佐古委員。

委員（佐古員規君）15ページになるんですけども、電子計算システム整備事業で1,010万2,000円ということで、ほかの特別会計等々でも同じように新元号の対応ということであるんですが、ここだけやや高い。実際に総務なので、統括しているんであろうということが高いのはわかるんですけども、日本全国でこれ新元号に変わるわけなので、こういったのはうまく国からもっと予算をとってくるとか、そういったことができないのかということ、なぜここだけかなり費用がかかっているのかなど。ほかのところは数十万円程度になっていたんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

副委員長（坂上昌史君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）まず、国等の補助というところがございますが、こちらは私どもでも確認させていただいたんですけども、実際、補助メニューはないというところがございます。昭和から平成になった過去はどうやったのかということもさかのぼって調べようと思ったんですけども、すみません、こちらについても私が入庁する前の話でして、書類等もなかなか見つけられず、そのときに補助金があったかどうかというのは確認できておりません。

今回の金額についてですけども、佐古委員がおっしゃられるように、全国どこの自治体のシステムにおいても改修が必要になってくるものなんですけれども、各ベンダー、メーカーのパッケージとして単純にそのままノンカスタマイズでやっているものにつきましては、ベンダーの通常の保守業務の中で対応していただけたというところもあると聞いております。本町の場合、今回特に突出しておるのが、まずは先ほどもありましたように広報公聴課、一般会計で一括して改修させていただいて、今回、補正で歳入でも特会負担金としていただくんですけども、下水道の受益者負担に係る改修が突出して約170万円ほどの額がかかっております。これにつきましては、ほぼ独自のプログラムとなっております、それだけの費用がかかってくるというところがございます。最終的には、カスタマイズ、独自性がどれだけかというところで委託料というのは変わってきておるというところがございます。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）例えば、国保なんかもそうですし、9万1,000円で元号改正システム改修負担金と

いうのがあるんですけれども、これというの、幾らなんでも170万円はあるにしてもいろんなところの積み重ねで1,000万円からかかるよと、どう考えてもちょっと高いのかなという気がしてならないんです。ですから、そういったのをベンダーとも、これも1個変えたら全部変わるので、ほとんどそんなカスタマイズは要らないような気がするんですが、その辺について調整とかも可能であれば、ぜひ前向きにやってほしいなと思っています。その辺についてはいかがでしょうか。

副委員長（坂上昌史君） 巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君） 今回の費用の内訳なんですけれども、システム改修費、パッケージ適用費、また住民向けの帳票確認費用、また稼働に係る立ち会いといったようなところ、内訳はそれぞれあるんです。先ほどの一例で挙げさせていただきました受益者負担の170万円というのはシステム改修費のところになってくるんですけれども、それらトータルで今回これだけの費用がかかるということで計上させていただいております。私どもも、これでいきますと、今回入れさせていただいているベンダーとの1社随契という形になりますので、常日ごろからその辺の金額の妥当性であるとか精査をどのようにしているのかというところをご意見いただいております。今回に関しましては他市の元号改正、当然どれだけかかっているのかと、他ベンダーで。というところはきちんと調べさせていただいております。ただ、それにつきましても、言いましたように自治体間でどれだけカスタマイズしているかというのは当然変わってきますので、一概に比較というのは難しいかと思うんですけれども、今回、うちで歳出で組ませていただいているのが約1,000万円というところで、一例で言いますと、岸和田市が元号改正に係る改修費用として、うちで把握しているのが2,300万円弱、岬町がうちよりも若干少なく780万円、河内長野市で1,500万円弱、あと大東市で1,900万円という額が出ております。これは、全てうちと違うベンダーのところを一応参考にさせていただいております。

副委員長（坂上昌史君） 佐古委員。

委員（佐古員規君） もうあと要望だけにしておきます。

同じベンダーで使われている他市の状況も把握した上で、できるだけそのベンダーだけが高いくとかということのないよう、もしくは同じベンダーでも人数割とかいろいろシステムの改修の内容にもよりますけれども、できる限り安くなるような方向で交渉を進めてください。これは要望です。お願いいたします。

副委員長（坂上昌史君） それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いします。

委員長（佐古員規君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第89号 平成30年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（佐古員規君） 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「12時21分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するた

め、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 平成30年12月11日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	阪 口 均	副委員 長	河 合 弘 樹
	委員	重 光 俊 則	委員	浦 川 佳 浩
	委員	渡 辺 豊 子	委員	矢 野 正 憲
	委員	江 川 慶 子	議 長	坂 上 巳生男

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	中 尾 清 彦
	教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	南 和 仁
	企 画 部 理 事	明 松 大 介	企 画 部 理 事 兼 財 政 課 長	東 野 秀 毅
	総 務 部 長	林 利 秀	住 民 部 長	藤 原 伸 彦
	住民部統括理事	吉 田 潔	健康福祉部長	小 山 高 宏
	健康福祉部理事	山 本 浩 義	健康福祉部理事	山 本 雅 隆
	健康福祉部理事 兼子育て支援 課 長	木 村 直 義	都 市 整 備 部 長	泉 谷 徹
	都市整備部理事	阪 上 敦 司	都 市 整 備 部 理 事	大 西 宏
	会計管理者兼 会 計 課 長	中 谷 ゆかり	上 下 水 道 部 長	山 戸 寛
	上下水道部理事	永 橋 広 幸	教 育 次 長	貝 口 良 夫
	教育委員会 事務局統括理事	吉 田 茂 昭	政 策 企 画 課 長	橘 和 彦
	人 事 課 長	道 端 秀 明	環 境 課 長	島 尾 学
	健康・いきいき 高 齢 課 長	石 川 節 子	介 護 保 険 ・ 障 がい 福 祉 課 長	野 原 孝 美
	介護保険・障がい 福 祉 課 参 事	根 来 雅 美	保 育 課 長	阪 上 正 順
	保険年金課長	野 津 博 美	道 路 課 長	山 原 栄 次
	水とみどり課長	庭 瀬 義 浩	上 水 道 課 長	大 西 順 二
	下 水 道 課 長	山 田 卓 幸		
事 務 局	議会事務局長	北 川 雄 彦	書 記	藤 原 孝 二

### 付議審査事件

- 議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例
- 議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について
- 議案第86号 民事調停の成立について
- 議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定について
- 議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議について
- 議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

---

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審議に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

委員長（阪口 均君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案12件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

委員長（阪口 均君）以上で補足説明を終わります。

---

委員長（阪口 均君）初めに、議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。

一般質問のときに名札のことをちょっと質問させていただいて、早速胸につけていただいている方が多くおられて、とても感謝しております。やはりまだ徹底されていないなというところでは、人事の指導がどうなのかなということを感じておりますので、まずはお礼を先に述べさせていただきます。どうぞ住民から見てもわかりよくなるように配慮のほど、よろしくお願いいたします。

まず、土砂埋立て等の規制に関する条例についてですが、この条例につきましては1年半ぐらいになるか、坂上議員から泉佐野市の隣地のことで一般質問をしたときに、当時検討しているんだということで答弁いただいております。早速この形になって条例として上程されてきたということで、大変喜んでいうか、いいものができているなど思っているんですが、ちょっと聞きたい質問は、土地の所有者、それから運搬する者の責任等が書かれておまして、明確になっていいなと思うんですけども、第9条事前協議というところで、近隣の住宅の方とかに事前協議をして説明することになっているんです。同意を得なければならないというところはないんですよね。というところでは、住民からもし反対の意見が出たときにはどうされるのかなど。この条例ではそういう規定がなければ、報告だけすればそれで進んでいくのかなというところが気になったんで、質問させていただきます。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）第9条の事前協議と申しますのは、町に対して事前に協議をしていただきたいというような規定でございます。ここで事前にいろいろご相談といいますか協議させていただいて、それから住民の皆様に対しては周辺住民への説明会ということで規定させていただいておるんですけども、全てを禁止するというのは、どこの先進の市町も調べさせてもらいましたけれど、規定

はございません。それで、これも大阪府の条例を参考にさせていただいて作成させていただいているもので、そこまで規制はできないのではないかというようなことを考えております。皆さんと同じような形で条例制定させていただいているというようなところで。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。11条のところでしたね。失礼いたしました。

府の条例とあわせて、そこまでは規制はできないということなんですね。住民からいろんな意見が出たときには事前協議の中で指導できるものなんでしょうか。事前ですからどうなのかな。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）この規制の枠組みといたしましては、当然、事業者にとっては書類で町に届け出という形になります。当然、届け出ということになりますと、私どもはこれから審査基準というものを設けますし、規則というのを定めてまいりますけれども、その中に定められた事項に適合しているかどうか、これについては町で審査させていただくという形になります。それとは別に、住民の皆さんにも説明会を事業者からさせていただいて、住民の皆様の意見も吸い上げていただくと、そういう形でございますので、安全上ということであれば町が審査基準に基づいて審査して判断すると。問題があれば許可しないということになりますので、そこで一定の審査ができるというふうに考えております。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）その辺は慎重にさせていただくということで、今回の提案だということですね。わかりました。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回の土砂埋立て等規制に関する条例につきましては、豊能町で処分について不当な残土があって、その分で崩壊事故というのか、そういうものがある、それを受けての条例になるかと思うんですけれども、府とすれば3,000平方メートル以上のところしか規制がなかった分、それを埋める形で500平方メートル以上3,000平方メートル未満の分につきまして今回これを規制するというふうに条例制定の説明を聞かせていただいたわけなんです。

今、この条例につきまして府内で何団体が施行しているかと思うんですが、何団体ぐらい、どこが今出しているのか教えてください。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）大阪府の条例につきましては、委員おっしゃるとおり、平成26年2月に豊能町で建設残土が崩落するというような事象がございました。これを受けて大阪府は平成27年7月1日にこの条例を施行されているわけですが、それ以前に市町でそういう事象があって規制しなければならないというような状況にあった自治体はそれ以前にこういう条例を制定されておりまして、5団体が制定されておりまして。それ以後、今まで私どもが聞いておりますのは12団体の方々が制定、施行されているということで、直近であれば枚方市が平成30年10月1日の施行ということとされているというふうにお聞きしております。

ちなみに、その後されたところといたしますのは豊能町、高槻市、河南町、太子町、茨木市、千早赤阪村、能勢町、岸和田市、貝塚市、池田市、島本町、そして先ほどの枚方市、続いて今、熊取町というような状況だというふうに聞いております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。府内で17団体が施行したということですね。

その中で府の条例等も参照しながらこの条例を策定されたかと思うんですが、他の自治体とちょっと違う、本町独自のところというものがあるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）どちらの条例につきましても、府の条例が施行された後は当然府の条例を見てということになりますけれども、その中でも高槻市が早かったものですから、高槻市を参考に皆さ

んつくっているというところが多うございました。ほぼ一緒です。岸和田市は町会に説明だけやなくていろんな意見を求めているようなところもありましたけれども、熊取町はそこまで、町会の委員の方々も意見を求められるのはやっぱり大変苦しいというか、しんどいところやろうということもありましたので、そこまでは求めておりません。それぞれの市町でそれぞれのパターンがありますので微妙に違いますけれども、ほぼ同じところで、私どもは大阪府の条例を参考にさせていただいたというようなところでございます。熊取町独自にということところは、大阪府と比べてそうないというようなところでございます。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

施行が来年4月1日からということになっていますが、この条例につきましての周知というものはどういうふうにされる予定ですか。

委員長（阪口 均君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） これにつきましては、一般の住民には余り関係ないと言うたらちょっと語弊があるかもわかりませんが、どちらかという事業者のほうでございまして、そういった事業者にお声かけをちょっとさせていただこうかなというふうに考えております。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君） この条例で3,000平方メートル以下が規制されるということで、いいことだと思うんですが、2つ、これは条例施行が4月1日ですから、1月から3月の間、町はそういう土砂埋め立てが発生しているような状況の確認とか、それに対する警告とか、そういうものをするのかということと、過去にさかのぼればとか今時点でトラブルになる、あるいは規制対象になるようなところはないのか、その2点をお聞かせください。

委員長（阪口 均君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 今現在トラブルになっているような事象というのはございません。もう大阪府の領域に達しているところで、熊取町が一部かかっている、一般質問していただいたところはございますけれども、あれは大阪府、泉佐野市、熊取町が連携して監視しているというような状況でございまして、今現状、熊取町域におきまして何かトラブルになっているところがあるかといいますと、ありません。

我々が考えておりますのは、対象としましては10トンダンプが短期間に、ごみでいいます不法投棄です。土砂を不法に投棄するというようなイメージを持っております。ですので、住民の皆様にもご協力いただいて通報いただくとか、そういったことで捉えられるのではないかとというふうに考えております。余り軽自動車を連ねて土砂を不法投棄するというイメージはちょっと湧かないものですから、大きな10トントラックが連なってといたしますか、何台も短期間に集中してという事象をイメージしておりますので、これについては住民の皆様からの通報、こういったことが大変抑止になりますし、私どもも取っかかりになるかというふうに考えております。

委員長（阪口 均君） 重光委員。

委員（重光俊則君） 厳密に言うと、駆け込みでやってしまうところがあり得るかなということもなきにしもあらずなので、その辺の巡視とか情報提供を求めるとか、その辺はやはりしっかりとさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君） 条例に関することはいろいろ聞いてわかっているつもりなんです、具体的に熊取町としてどういったものを想定されているのか。先ほど建設残土のことも出ておりましたけれども、例えば宅地の造成であったりとかというふうなこともこれに当てはまるというふうなことになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（阪口 均君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 住宅が建つということで建築のほうで規制されるような、ここでいいます他法



令で規制されるようなものにつきましては適用除外というふうになります。ですので、廃棄物を積んだという場合、これは廃棄物処理法の範疇になりますので、これも対象外になります。ですので、ほかの規制がかかるものについては対象外というふうに一般的に考えてはおります。

今回、土砂がなぜ問題になっているかといいますと、規制がかからなかったというところがございます。ごみの範疇にも入りませんでしたので、そういう規制が一切かからなかったため、これをあえて後から規制させていただいているというふうな状況になります。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第81号 土砂埋立て等の規制に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）次に、議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願ひします。

まず、介護保険法の一部改正により、共生型サービス事業者の指定の特例が設けられたということなんですが、言葉をよく理解するために教えてほしいんです。

共生サービスとはどういう意味なのか、それから共生型サービス事業者というのはどういう事業者を指すのか、それから指定の特例について教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）それでは、まず1点目のご質問の共生型サービスというのは、これまでもそれぞれの基準を満たしていたら共生型サービスというのは実施できたんですけども、障がい者、高齢者、子どもと一緒にサービスを提供できるサービスのことを共生型サービスといいます。共生型サービス事業者というのはそちらのサービスを提供できる事業者のことをいいます。

共生型サービスの基準ですよ。共生型サービスの基準というのは、これまででしたら介護保険法ですとか障害福祉の法律ですとか児童福祉法ですとかの指定基準をそれぞれ満たさなければいけなかったんですけども、共生型サービスというのは、それぞれの指定基準を一定クリアした事業所が他方の、だから介護保険法で指定基準を満たしている人が障がいのサービスを提供するに当たっては、一定介護保険で基準を満たしているの、そういう事業者が障がいの指定を受けるという申し出をされた場合は、原則的には障がいのサービスの指定をすることができるように指定基準を緩和したサービスになります。

以上です。

委員長（阪口 均君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、参事が説明させていただいたとおりなんですが、今回の条例につきましては、今まで障がい者事業所でサービスを受けている方が65歳になりましたら介護保険の事業所にかかわらないといけない。それは、障がいを持っている方が介護保険のほうにかわつたらなかなか使いづらいなというところがあって、同じように障がい者の事業所で、今回の共生型サービスという事業所の指定を受ければ、そこでそのままサービスを受けていただくことができると。今まで、

環境が変わることによってやっぱりしんどいなという方のそういうご意見を踏まえた上で、そのまま引き続き指定を受けた事業所でサービスを受けることができるという、そういった形での今回の条例の改正でございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）丁寧にご説明ありがとうございます。

65歳になったときに障がい者の方がどういう取り扱いになるかということで、この間、鱧谷議員からも何度か質問させていただいたんですが、今まででしたら国の制度の中で介護保険制度に移行することだったんですが、この特例によって障がい者と介護の必要な方と、あと子どもも入るんですね。そういったものが何か一緒にサービスを受けるような緩和の条例改正だということで、理解を一定しました。

聞くとすごくよさそうに思うんですが、子どもの特性、障がい者の状況、介護する高齢者の方の状況などさまざまな状況の中で、何かごちゃ混ぜにして専門性が薄れるのではないかなとちょっと心配に感じました。その辺はどのように対応されているんでしょうか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）その辺は、今まで受けていたサービスと違う指定を受けるということから、他方のサービスの提供もちゃんとできるようにということで、指定を受ける事業所は研修とかを実際にやっていくというようなことになっておりまして、指定権者、こちらは広域福祉課で指定するようになるんですけども、そちらのほうでも、指定しましたら実地指導があるんです。そちらでもそういう他方の障がいの特性ですとか子どもの特性というところを研修するようになっているところで、指導はしていくようになっております。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）説明では簡単そうに聞こえるんですけども、やはり現場としてはとても大変なことなんです。これ、国が変えた、そういうふうにしたということでの町の対応なんで、こうなっていくのかなということは理解するんですが、障がい者の方が今まで障がいの関係で負担していた部分が、介護保険の制度となったときに費用が発生して大変だということがありましたよね。子どもでも同じなんですけれども、その費用的な部分でこの条例に関係しているところがあれば説明してほしいのと、もしこの条例に関係なければ、どのようになっていくのか教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）費用面でいいますと、介護の事業所、介護保険法のサービスを適用になる場合は介護保険法の適用になりますので、利用者負担が所得に応じて1割負担ですとか2割負担ということをお願いすることになります。障がいのほうで高齢者を見ていく場合においても、その高齢者が65歳以上でしたら介護保険の適用を受けるという形になります。逆に、介護保険の事業所を児童の方とか障がいの方が使うようになりますとそちらのほうの利用者負担の法律が適用されるということになりますので、それぞれ三方でサービスはおのおのあるんですけども、利用者に応じた負担の適用となります。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっとわかったようなわからんようなところがあるんですけども、ありますか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）すみません、ちょっと説明が悪くて。

今現在の利用者負担、おのおのの各利用者に応じた負担は、共生型ができたとしても変わらないということです。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。変わらないということでちょっと安心しました。

変わらないのであれば、そういう共生型のサービス事業者がもし申請があって、熊取町内に今ない中でできた場合は、そこがそういった、この条例に基づいた形で行われるということですね、今

はまだ条例ができていないからないということで。そういう事業者ができたときに、子どもも大人も障がい者も一緒に見るような事業者が出たときに関しても、それぞれの法律に適合したやり方で、費用も今と変わらないということで理解してよろしいですか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）江川委員のおっしゃられたとおりでございますので。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回の条例改正、すごくありがたいなというふうに思っております。ご相談を受けた中で、障がいを持たれている方が、介護の施設サービス等を受けておられた方が65歳になられて、結局、65歳になったから介護保険の介護サービスに切りかえということで、今まで利用していた障がい者の方のサービスと違う施設でサービスを受けなければならなくなったという相談を受けたことがございます。担当課にも何とかならないかということをお願いさせていただいたときに、今の法の中ではそれができないということだったんですが、今回これでこういうふうに共生型のサービスを受けられるということができたことは、本当に障がいを持たれている方も65歳になっても継続して今までと同じサービスを受けられるということで、利用者にとっては安心される法改正かというふうに理解をさせていただきます。

その中で、今、条件の中で、結局は継続してサービスを受けられるということになったんですが、実際に利用している施設の方、障がいの施設は申請しなければならないというふうにおっしゃっておられましたよね。事業者が自分たちもそういった共生型サービスを受けられる施設として申請しなければならないというところは、どんなふうにその施設が申請をするのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）障がいの施設のサービスを提供されている事業所は、これまでもサービスを受けるに当たっては指定の申請というのを指定権者に、今でしたら広域福祉課になるんですけども、出していただいて、必要な書類があるんですけども、それを調べていただいて審査してもらうということなんです。今まででしたら書類を1つずつ確認して審査していくんですけども、今回の共生型サービスの特例というのは、障がいのサービスのもう既に指定を受けていますので、そういった事業所については、もう介護のサービスというのは何もふぐあいが無い限り指定をしていくというような形になりますので、指定の審査が簡素化されるというような形になります。

以上です。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。指定してもらうためにまたいろいろ書類審査とかあるんですしたら事業者も大変かなというところを感じたんですが、そういうところもないということですね。これが緩和された施設につきましては、またそういったことができるという情報提供等、説明等をしっかりしていただきたいと思います。

先ほど研修等もあると言っていましたけれども、そういった研修はやっぱりしていかないといけないということなんですか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）指定時に広域福祉課から、介護の事業所が障がいのサービス事業所の指定を受ける場合には、障がいのそれぞれの特性とか子どもの障がいの特性とかもありますので、そういったところは研修に努めるようにということで指導が入ります。各事業者でも、そういう方を受け入れるというところから事業者自身でも受けてくれると思うんですけども、指定時に指導させていただくという形になっております。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

今回、こういう対象の事業者というのは何事業者ぐらいあるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）熊取町で対象が、このサービスは介護とか障がいとか児童とかの共通にあるサービスが緩和されるということになりますので、訪問介護ですと25事業所、通所介護ですと6事業所、短期入所・ショートステイですと3事業所、全て合計しましたら34事業所ございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第82号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第83号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）老人福祉センターはシルバー人材センターが指定されたところなんです、老人福祉センターの利用状況を教えていただきたいんです。今何人ぐらい利用されていますでしょうか。

委員長（阪口 均君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）月平均1,360人となっております、29年度実績で。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）これは毎年やっぱり利用者はふえているんでしょうか。

委員長（阪口 均君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）年間1万6,000人から1万7,000人程度で推移をやっておりますが、そのちょっと前まではお風呂がございましたので、そのころでしたら2万人に近づくぐらいの人数だったかという記憶なんですけれども、人数はその当時は多かったです。最近は、なくなってからは減りまして、1万6,000人から7,000人程度で推移をやっていくというところでご理解いただければと思います。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

指定管理選定基準の中でサービス向上のための方策とか施設の利用促進というものがあるんですが、どのようなサービス向上のための方策等を提案されたのか、教えてください。

委員長（阪口 均君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） まず、タピオステーションということで行われておまして、今そこに平均20人から30人程度の方が参加されていて、だんだん参加者がふえていっているという状況がございます。それを月2であったものを月4にする、そこにまたカフェを出すなどの工夫というのをされておまして、そういう形であるとか、認知症カフェという形で、そこで介護の相談も乗れるようなものも今後検討していきたいということであるとか、高齢者の方が触れ合いを目指す場所というような形で今後周知していきたいということ、あとは使う方がふえるようにということで、ホームページやチラシなどを使って利用促進をしていきたいということは述べられておりました。

以上です。

委員長（阪口 均君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 1点補足させていただきますと、老人福祉法に基づく老人福祉センターですので高齢者の相談事ということも大きなポイントになってきます。以前、質問に対してお答えさせてもらったことがあるんですけども、できれば地域包括支援センターの出前のほうで相談の窓口みたいなものがないかということで、これはまだ実現していないんですけども、我々から地域包括支援センターやさかへアプローチさせていただきまして、一定いい返事をいただいていますので、あとは日程の調整等々また今後発生してくるかなと思うんですけども、実現するかなと思っております。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。高齢者の方が集える場として、やさかの包括支援センターの方と連携して取り組むということはいいいことかと思っておりますので、しっかりよろしく取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） サービス向上という面から、2階の機械の名前がわからないんですけど健康器具がありますよね、足を置いてしばらく。それが2つほど故障していて、何か順番待ちみたいになっているそうなんです。それは多分、シルバー人材センターのことではなく、町がしてあげなあかん、直さなあかん部分だと思うんですが、その辺は修繕だとか入れかえるだとか、そういう予定はないですか。

委員長（阪口 均君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） ヘルストロンのことを言っていると思うんですけども、皆さんそこに座られて、血行がよくなる等で使われているんです。今、古いものはもう年数がたっているというものを少し処分という形もさせていただいておりますけれど、今のところ、その分について新たにまた購入するということは検討しておりません。集いの場としての、そこで使っていただくことも一つですけども、それにプラスしまして、タピオステーション等で何か一つ元気になって帰っていただくような取り組みを今後はふやしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（阪口 均君） 江川委員。

委員（江川慶子君） そういうタピオ体操だとかで集いをメインにしていくということなんですけど、ヘルストロンの魅力で循環バスに乗って高齢者の居場所として来られる方もいますので、お風呂がなくなるとこれなくなってしまうたら老人福祉センターの魅力がなくなるのではないかなと思います。

今のところ予定がないということであるならばちょっとご検討をお願いして、いつかの時期に直しただければなと思いますので、これは要望しておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第84号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）次に、議案第86号 民事調停の成立についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）2023年3月31日までは無償で使用可能とありますが、それ以降の賃借料なんですけれど、概算でどれぐらいかわかりますか。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）この調停案が通った場合におきまして、有償化に転じた場合に関しまして実際に今現状このぐらいの額になりますというものにつきましては、調停条項にもございますけれども、実際に鑑定事業者に委託して鑑定結果をもとに計算されるということになるので、その大体ニアリーの数字が出るのかということではちょっと今、申し上げにくいんです。参考に、平成27年度に公社が有償化に向けた交渉ということで、この和解の調停になる前の担当者レベルでの交渉段階におきまして仮の参考価格というのを示されたことがございまして、その場合におきまして、賃貸借の場合におきましては純賃料で年額で65万2,800円という金額を提示されたことはございます。年額でございます。ただし、熊取町の、ここで賃料が発生することになりますので、公租公課額というのが公社に課されるということになりますので、その分が上乘せされることになりますので、実際の賃料、支払う額につきましては、そういった公租公課額をもとにプラス純賃料という額が発生してこようかというふうに考えてございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）民事調停が成立してよかったなと思っているんですが、各町が持っていた保育所が民営化になって、さくら、つばさ、アトムは全部、土地は熊取町のものですよね。今回ここについては有償になったとき、保育所が負担ということが発生するのか、有償になったときも町が支払っていくのか、その辺の確認をさせてください。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）現状におきましては、公社、特にアトムに関しましてですけれども、町の所有する土地の部分と公社が所有する土地にまたがってアトムの園舎が建っているという特異なケースがございますので、町の施策としてほかの保育園、こども園と比べるとはなかなか難しいところもあるんですけれども、現状を申し上げますと、アトムの土地、さくらの土地、つばさの土地につきましては、今アトムが両方にまたがって、さくら、つばさにつきましては両方とも町の土地を無償でお貸ししているというような状態になってございます。

当初、つばさにつきましては民営化というよりは新たに誘致したというような形になるんですけれども、その際の募集要項におきまして、アトムについては町が所有または使用权を有する土地を無償貸与する、ただし、社会福祉法の改正であったりとか社会経済情勢の変化等によりまして有償貸し付けに変更することもあるというような条件を出させていただいておったところがございます。

さくらにつきましてもつばさにつきましても、町が所有する土地を無償貸与する。ただし、同じように、法律の改正であったりとか社会経済情勢の変化等によりまして有償貸し付けに変更することがあるというような条件は事前にお出しさせていただいているところでございますが、こういった社会情勢、経済情勢がアトム、特に今回の案件につきましても、正直言いますと町としましてもこういった情勢が変わるものとは思っておらなかったところがございます。

ですので、こういった情勢を踏まえて、こうやっていくということを今準備していたものではないので、調停条項がまだ成立はしておらないんですけれども、議決の後、次の調停のときにも成立した場合におきまして、この成立結果をもとに誠実にアトムとも話し合いながら、可能性として負担が生じることが将来にわたってないかといいましたら、それは町の財政状況とかも踏まえながら考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。進行段階なんで、はっきりこうだということは今は言えない状況であるということは理解しましたが、変更する場合もあるといいますが、やはり町がやっていた事業を今アトムがやってくださっているんで、そういう部分ではできるだけ負担がふえないような配慮をこれから検討していただきたいなと思います。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）江川議員と同じことを聞こうと思っていたんですが、今の説明で、有償化にする方向がありますよということを非常に強調されておられますよね。ところが、さくらとつばさというのは一応今の状態は無償化で貸与するということは決まっている、よっぽどのことがない限りないけれども、アトムの土地については、今からアトムとの交渉において、有償化のことを念頭に置いて進めるというような話だったと思うんです。さくらとつばさは今無償化で、これはいつまでの期限かわからんが、相当の期間無償であるような説明だったです。アトムについては有償化を念頭に置いた話をするように進め方の説明を今されましたよね。これはなぜそういう差が出てくるんですか。50年の間にその土地の管理が変わるという考え方を町が持っているからということなんですか。いかがですか。

委員長（阪口 均君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）さくらとつばさにつきましては町が所有している土地でございますので、町の裁量で一定決められる部分もございます。アトムにつきましては、町の土地につきましても町の一定の裁量で決める余地があるのかなというところがございます。アトムの公社の土地の部分につきましては、今回の議案で上げさせていただいている中におきまして、当初私も無償の状態が続くものと思込んでいたところもあるかもしれないんですけれども、こういう社会情勢が変わることによりまして、町として今申し上げたさくらとつばさの土地も含めて未来永劫無償のままで続けるのかというところにつきましては、すみません、アトムだけが強調されたわけじゃなくて、町が持つ保育所用地、さくらもつばさも含めた用地につきましても、将来、今いつというのは特に私自身が考えているものはないんですけれども、ずっと無償が続くということをお約束できないのでそういった表現になってしまったということで、ご理解いただけるとありがたいです。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）ずっとでいつまでというのは非常に難しいのかもわかりませんが、そういう経済情勢が変わったら変わるということであれば、土地が有償化になったらそのまま当然保育料等に反映させるということもある得るということで了解するのか、それは全部民間持ちとするのかという、町の立場、その辺は示す必要があるんじゃないかなと思うんですが、それを含めて今からまた検討するところなのかどうかです。その辺はやっぱりしておいていただかないと、やはり土地自体が有償化になった場合、負担してもらう場合は、それは保育料として反映させますよとするのかどうかということも検討していただきたいと。一方的に、条件が変わったら町は対応せなあかんの

ですというのはちょっと不可解ですので、その辺も含めた検討をしていただいて、より明確にしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第86号 民事調停の成立についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）次に、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第87号 土地改良法に基づく応急工事計画の策定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）次に、議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）これについて、協議書の中で泉佐野市の負担とするということで、費用は発生しないということなんですが、地図を見たときにちょっと方向音痴になってしまって、駅がどこにあるのかなど。下にあるのかなど思ったんですが上ですよ。これ私、本当に地図を見ながら、この方角なのかというのがよくわかんなかったんです。

それで、最初に、これはもともとの計画だったのか、ちょっと計画が変わったのか、その辺まずご説明をお願いします。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）まず、図面なんですけれども、議案書を横向きで見ていただいた場合は右手になります。議案書を縦に見ていただいた場合は上ということで、図面でいきますと、熊取駅西線と書いている分があるかと思いますが、これの図面を横で見ていただいたら、右の突き当たりが今回、町が施工する駅前の交通広場になるということになります。横に見ていただいて左側に通っているのが13号線ということになってまいります。

（「もともとの計画がどうだったのかということを知っています」の声あり）

道路課長（山原栄次君）はい。それで、一応もともとの計画というのが、これは都市計画決定された道路になってございますので、もともとの都市計画の決定はこのままということになります。今回、泉佐野市が泉佐野市の市道の路線認定をこのルートにかけるということになってまいります。現在、この図面を横に見ていただいて、熊取駅西1号線のちょうど矢印が入っております。ここが起点に



なるんですが、ここから斜めにずっと下っていただいて駅西1号線の最終の終点、ここが泉佐野市道になるんですけども、ここまでの今、斜めのルートでもう既に熊取駅西1号線という市道認定は既に認定されてございます。ただ、ここはもともと府道泉佐野内田線という大阪府道になりますので、重複で認定が今現在かかっております。それを今回、熊取駅西1号線ということで区域変更されるということになってございまして、区域変更される際に、熊取町の一部が路線の中に入りますので、地方自治法第244条の3ということで公の施設の区域外設置という規定がございまして、その分について泉佐野市と協議する旨の議会の承認を得るということになってございまして、今回上程させていただいたということになってございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。

それで、当初、熊取駅西のほうのロータリーの位置が変わったということで、この形状もちょっと変わったのかな、移動したのかなというところを確認したくて、もともとの計画から変わっているのかなという質問だったんですが、もう一回お願いします。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）すみません。

熊取町の交通広場の位置というのを変更させていただいていますが、泉佐野市の市道と熊取町の交通広場の接点というのは変わってございません。もともと泉佐野市の市道のルートというのはこのルートで都市計画決定されてございますので、その辺の変更はございません。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。徐々に何か工事も始まっているようにお見受けするんです、横を通っていると。

それで、熊取町は大久保西の端っこが通るといって、二股に分かれている川のところなんです。これというのは、私ちょっとよくわからないんですけども、そこら辺にお住まいの住民の方は、この道路が真横にできることによって、その道路に接続するのか接続しないのか、高さがあるのか、その辺のこととかがよくわからないので、住民の方にとって不便がないのかなというところが気になります、そこをもう少しご説明をお願いします。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）一応、今既存のルートについては、新しくできるこの道路に接続する計画で進めていただいております。ただ、高さも若干変わりますので、今のままこの道路にタッチはできないので、ちょっと迂回するような形になりますけれども、一応今、この周辺でお住まいの方が使っている道路から新しい道路に接続するということは計画していただいております。そのあたりは心配ないかなというところで考えてございます。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。周辺の地域の方がそれを希望されているんですね。地域の方が接続を希望されていてそうなっていると理解してよろしいのでしょうか。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）基本的には、これは泉佐野市の事業になりますので、一応我々としては内容の確認はさせていただいていますが、仮に熊取町が道路事業をする場合でも、一応住民のご意向というのは確認させていただきますけれども、既存のルートを基本的には接続する方向で計画というのは基本的に進めるのかなというふうには考えております。この方々には当然説明には泉佐野市のほうから行っているかというふうには認識しているんですけども、そこらの方が望まれているかどうかまでは確認してございません。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。住民にとって不便のないようによろしくお願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）真ん中の道路は外環状線までつながるのでしょうか。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）横に見ていただいて、今、上ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

道路課長（山原栄次君）ここの部分については、外環状線にはつながりません。川の手前でちょっと小さいロータリーのような形で回転して戻ってくるような形状になってまいります。ただ、このあたりは一定、泉佐野市で民間事業者も入って計画されているということになってございますので、一定この辺の形状についてはまだこれからかなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）地図を見て、重なっている熊取町域のところというのは一部になっているかと思うんですが、ですので工事費用は泉佐野市負担というところは理解できるんですけども、この道路の、今、もう工事をやっていますよね。完成はいつなんのでしょうか。

委員長（阪口 均君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）今、泉佐野市と協議している中では、一応32年度末の完成を目指しているというふうに聞いてございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第88号 南部大阪都市計画道路熊取駅西1号線の区域外設置に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）次に、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）ちょっと教えていただきたいんですが、保険給付費が大阪府から2億7,000万円出たと。それに対応して一般被保険者療養給付費が2億円ちょっとと、それから高額医療費が7,000万円出たわけですけども、これを今この時期にこの補正でやるという位置づけです。当初予算にはこれは入れられなかったのかということと、これ以降またどの時期かに入ってくるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今回補正させていただいている分を当初で見込めなかったかということですが、一定、医療費の伸びというのは当初予算でも見込ませていただいているんですけども、今回、今の実績を見た中でいきますとかなり不足が見込まれておりまして、最後にお支払いするときにはちょっと不足が出るということで今回上げさせていただいているものです。想定の伸びを超えた給付費が今かかっているということでこの時点で補正させていただいているので、当初、こま

では見込めていなかったということでございます。

この先なんですけれども、今と同じ状況で給付費が伸びていけばこの範囲でおさまるであろうと思っておりますので、これでおさまってもらえればという願いもあるところで今回上げさせていただいているものがございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）そういうことで今回補正を上げていて、これは府の支出金で賄われているんで全然問題ないと思うんですけど、やはり予想外に伸びてくるということもあり得ると思うんで、その場合に大阪府は当然出してくれるわけですよ、無条件で。ということで、余り心配しなくてもいい、医療費が上がるのはちょっと心配せなあかんけれど、大阪府自体が財布を持っているんで、それはちゃんと出してくれるという理解でよろしいですか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今、重光委員おっしゃっていただきましたとおり、かかった医療費については、この補正をする分につきましても大阪府が全て支出金として交付されますので、その部分については、これまでご説明させていただきましたとおり、変わっておりません。ご心配いただく必要はございません。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第90号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第91号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第92号 平成30年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(阪口 均君)次に、議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)4ページの補正予算給与費明細書の総括のところなんです、補正前は4、補正後は5、この辺についてご説明をお願いします。

委員長(阪口 均君)大西上水道課長。

上水道課長(大西順二君)本年10月の人事異動に伴いまして正職員が1名減になりましたので、臨時職員が1名増額になっております。その影響で特別職が4名から5名というふうになっております。以上です。

委員長(阪口 均君)江川委員。

委員(江川慶子君)正職が1名人事異動で減っているということですね。それで、臨時職員がその分かわりに入っているということですね。それで現状足りているということで理解してよろしいんですか。

委員長(阪口 均君)大西上水道課長。

上水道課長(大西順二君)厳しい状況になっておりますが、職員全員で努力して頑張っております。

以上です。

委員長(阪口 均君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第93号 平成30年度熊取町水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(阪口 均君)次に、議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)下水道ビジョンの策定業務委託が地震、台風で業者の選定が後回しになっているということでちょっと心配したんですが、その辺、めどはつきそうですか。

委員長(阪口 均君)山田下水道課長。

下水道課長(山田卓幸君)経営委員会と後のスケジュール等もございますので、今回、次年度に送らせていただくというところで考えてございます。1年変わっても、今後の計画ですので、その辺は調整しながら進めてまいりたいと考えています。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）4ページの表で2、3教えてください。

左側のほうで真ん中辺に未払金の増減ということで、既決予定は4,165万円のマイナスが補正で2,849万円になったと。この内容を教えていただきたいのと、右側の有形固定資産の取得の5,097万円というものが何なのかというのを教えていただけますか。

委員長（阪口 均君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）財務諸表ですので私からご説明させていただきます。

今回の予定キャッシュフローといたしますのが、当初、4条の2で今回補正でもさせていただきましたように、企業会計の始まりでしたので、キャッシュフローの既決予定額というのは当初、特例的収入・支出を今回補正させていただきましたので、右の計といたしますのが今現在の特例的収入・支出を整理したところによりまして変わってきたような数字でございます。既決予定額は当初のキャッシュフロー、今回の補正に伴って実際増減しますが、ちょっと脱線するんですが、賞与引当金の47万2,000円とかといたしますのは今回の補正に伴う現金の出入りでございます。ただ、未収と未払いといたしますのは、当初の4条の2の特例的収入が変わった部分によってこの増減が変わってくれたことになってございます。未収、未払いというのは、未収といたしますのは3月調定4月收入等々の下水道使用料の1カ月分と、あと半期の部分がほぼ未収金という形で、未払いといたしますのが、3月末までに工事いたしました部分の支払いとか3月31日までに業務委託をしておりますところの当然、部分でございます。

有形固定資産なんですが、今回の補正に伴いまして、4月に去年の3月の時点で全て支払う予定をしてございましたが、3月いっぱいまで工事がずれ込みましたので、4月に支払った部分がふえたということでご理解いただけるとありがたいです。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第94号 平成30年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（阪口 均君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時18分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均